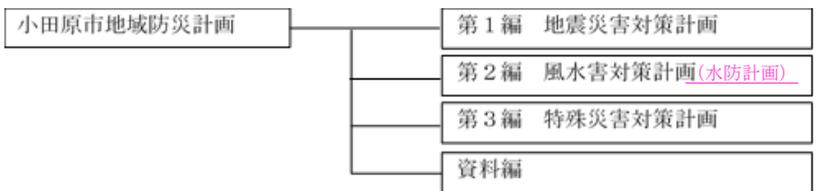
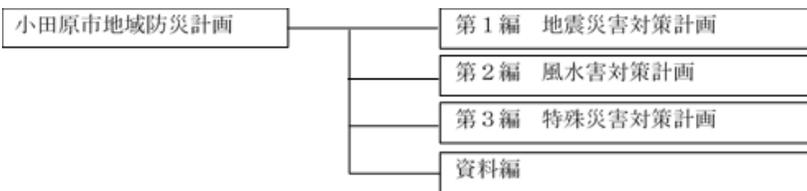


小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表 目次

編	章	新旧対照表ページ
第1編 地震災害対策計画	第1章 地震災害対策の計画的な推進	1～11
	第2章 都市の安全性の向上	12～23
	第3章 災害時応急活動事前対策の充実	23～40
	第4章 災害時の応急活動対策	40～61
	第5章 復旧・復興対策	61～63
	第6章 東海地震に関する事前対策	63～65
	第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画	66～93
第2編 風水害対策計画（水防計画）	第1章 風水害対策の計画的な推進	94～103
	第2章 風水害等の予防対策	103～118
	第3章 災害事前対策の充実	118～139
	第4章 災害時の応急活動対策	139～145
第3編 特殊災害対策計画	第1章 火山災害対策	146～175

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
1	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第2 他の計画等との関係</p> <p>2 市の総合計画及び強靱化地域計画との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る施策又は事業等については、小田原市総合計画及び強靱化地域計画との整合を図り、推進します。</p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成しています。（略）</p> 	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第2 他の計画等との関係</p> <p>2 市の総合計画との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る施策又は事業等については、小田原市総合計画との整合を図り、推進します。</p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（小田原市水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成しています。（略）</p> 

頁	改正後	改正前																																
2	<p>また、「地震災害対策計画」は、次の各対策で構成しています。</p> <p style="text-align: center;">表 地震災害対策計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="241 352 1021 769"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 地震災害対策の計画的な推進</td> <td>市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 都市の安全性の向上</td> <td>地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</td> <td>地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> <tr> <td>第4章 災害時の応急活動対策</td> <td>地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td> </tr> <tr> <td>第5章 復旧・復興対策</td> <td>被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</td> </tr> <tr> <td>第6章 東海地震に関する事前対策</td> <td>東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等</td> </tr> <tr> <td>第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画</td> <td>南海トラフ地震に係る臨時情報の発表時の対応や、地震防災対策推進地域として必要とされる対策等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 地震災害対策の計画的な推進	市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等	第2章 都市の安全性の向上	地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 災害時応急活動事前対策の充実	地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等	第4章 災害時の応急活動対策	地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等	第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等	第6章 東海地震に関する事前対策	東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等	第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る臨時情報の発表時の対応や、地震防災対策推進地域として必要とされる対策等	<p>また、「地震災害対策計画」は、次の各対策で構成しています。</p> <p style="text-align: center;">表 地震災害対策計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1124 352 1904 769"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 地震災害対策の計画的な推進</td> <td>市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 都市の安全性の向上</td> <td>地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</td> <td>地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> <tr> <td>第4章 災害時の応急活動対策</td> <td>地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td> </tr> <tr> <td>第5章 復旧・復興対策</td> <td>被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</td> </tr> <tr> <td>第6章 東海地震に関する事前対策</td> <td>東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等</td> </tr> <tr> <td>第7章 南海トラフ地震に係る防災対策</td> <td>南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域として必要とされる対策等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 地震災害対策の計画的な推進	市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等	第2章 都市の安全性の向上	地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 災害時応急活動事前対策の充実	地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等	第4章 災害時の応急活動対策	地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等	第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等	第6章 東海地震に関する事前対策	東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等	第7章 南海トラフ地震に係る防災対策	南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域として必要とされる対策等
構成	内容																																	
第1章 地震災害対策の計画的な推進	市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等																																	
第2章 都市の安全性の向上	地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																																	
第3章 災害時応急活動事前対策の充実	地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																																	
第4章 災害時の応急活動対策	地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等																																	
第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等																																	
第6章 東海地震に関する事前対策	東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等																																	
第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る臨時情報の発表時の対応や、地震防災対策推進地域として必要とされる対策等																																	
構成	内容																																	
第1章 地震災害対策の計画的な推進	市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等																																	
第2章 都市の安全性の向上	地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																																	
第3章 災害時応急活動事前対策の充実	地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																																	
第4章 災害時の応急活動対策	地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等																																	
第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等																																	
第6章 東海地震に関する事前対策	東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等																																	
第7章 南海トラフ地震に係る防災対策	南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域として必要とされる対策等																																	
3	<p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>市は、県の西部に位置し、東京から南西約80kmの距離にあたります。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積113.60km²で、南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町に、北部は南足柄市・開成町・大井町に、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接し、南部は相模湾に面しています。</p> <p>2 地形</p> <p>(2) 水系</p> <p>市内を流れる主な河川には酒匂川、狩川、早川、山王川、森戸川及び中村川等があります。</p> <p>酒匂川はその源を富士山の東麓に発する鮎沢川が静岡県小山町で須川と合流した後、山北町川西で河内川と合流して酒匂川となり、山北</p>	<p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>市は、県の西部に位置し、東京から南西約80kmの距離にあたります。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積114.06km²で、南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町に、北部は南足柄市・開成町・大井町に、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接し、南部は相模湾に面しています。</p> <p>2 地形</p> <p>(2) 水系</p> <p>市内を流れる主な河川には酒匂川、狩川、早川、山王川、森戸川及び中村川等があります。</p> <p>酒匂川はその源を富士山の東麓に発し、小山で須川、川西で河内川、山北町で皆瀬川、松田町で川音川をあわせ、市内飯泉橋の上手で箱根</p>																																

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
4	<p>町<u>山北</u>で皆瀬川、松田町で川音川をあわせ、市内飯泉橋の上手で箱根山地の東辺を流れる狩川を合流して相模湾に注いでいます。その全流域面積は582km²、耕地灌漑面積18.6km²で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用され、重要な役割を果たしています。</p> <p>早川はその源を箱根山の火口原湖、芦ノ湖に発し、<u>仙石原</u>、宮城野を過ぎ、外輪山を横断して箱根町湯本<u>にて須雲川と</u>合流、大窪、早川地区の間をぬって相模湾に注いでいます。その流域は面積107.36km²、耕地灌漑は面積0.02km²となっており、灌漑用水以外に、上流では発電に利用されています。(略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>(略)</p> <p><u>令和2</u>年国勢調査では、<u>令和2</u>年10月1日現在、市の人口は、<u>188,856</u>人、世帯数は<u>81,864</u>世帯です。また、人口密度は<u>1,662</u>人/km²となっています。</p>	<p>山地の東辺を流れる狩川を合流して相模湾に注いでいます。その全流域面積は582km²、耕地灌漑面積18.6km²で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用され、重要な役割を果たしています。</p> <p>早川はその源を箱根山の火口原湖、芦ノ湖に発し、<u>仙石</u>、宮城野を過ぎ、外輪山を横断して箱根町湯本<u>にでて須雲川を</u>合流、大窪、早川地区の間をぬって相模湾に注いでいます。その流域は面積107.36km²、耕地灌漑は面積0.02km²となっており、灌漑用水以外に、上流では発電に利用されています。(略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>(略)</p> <p><u>平成27</u>年国勢調査では、<u>平成27</u>年10月1日現在、市の人口は、<u>194,086</u>人、世帯数は<u>79,120</u>世帯です。また、<u>1km²あたりの</u>人口密度は<u>1,705</u>人/km²となっています。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																																																																																																																																																																																												
5	<p data-bbox="481 268 772 295" style="text-align: center;">表 人口・世帯数の推移</p> <table border="1" data-bbox="282 304 974 703"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年月日</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和15年12月20日</td><td>54,699</td><td>27,431</td><td>27,268</td><td>10,749</td><td>市制施行時点</td></tr> <tr><td>昭和25年10月1日</td><td>75,334</td><td>36,595</td><td>38,739</td><td>15,465</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和30年10月1日</td><td>113,099</td><td>55,656</td><td>57,443</td><td>22,295</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和35年10月1日</td><td>124,813</td><td>61,494</td><td>63,319</td><td>26,162</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和40年10月1日</td><td>143,377</td><td>70,926</td><td>72,451</td><td>33,649</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和45年10月1日</td><td>156,654</td><td>77,491</td><td>79,163</td><td>40,169</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和50年10月1日</td><td>173,519</td><td>85,911</td><td>87,608</td><td>47,253</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和55年10月1日</td><td>177,467</td><td>87,626</td><td>89,841</td><td>51,809</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和60年10月1日</td><td>185,941</td><td>92,046</td><td>93,895</td><td>56,193</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成2年10月1日</td><td>193,417</td><td>95,677</td><td>97,740</td><td>61,360</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成7年10月1日</td><td>200,103</td><td>99,171</td><td>100,932</td><td>67,916</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成12年10月1日</td><td>200,173</td><td>98,675</td><td>101,498</td><td>71,532</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成17年10月1日</td><td>198,741</td><td>97,501</td><td>101,240</td><td>74,291</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成22年10月1日</td><td>198,327</td><td>96,839</td><td>101,488</td><td>77,793</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成27年10月1日</td><td>194,086</td><td>94,679</td><td>99,389</td><td>79,120</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>令和2年10月1日</td><td>188,856</td><td>91,321</td><td>97,535</td><td>81,864</td><td>国勢調査</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="203 762 369 790">2 土地利用</p> <p data-bbox="215 810 454 837">(1) 土地利用概況</p> <p data-bbox="197 858 1021 938">市の面積は、<u>11,360</u>ha であり、そのうち人口集中地域の面積は <u>3,030</u>ha で市域の約 27%にあたります。</p> <p data-bbox="197 954 1059 1082">市域の約 48%にあたる 5,552ha が農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は <u>4,217</u>ha で市域の約 37%にあたります。</p> <p data-bbox="197 1098 689 1129">現在の市の土地利用は次のとおりです。</p>	調査年月日	人口			世帯数	備考	総数	男	女	昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点	昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査	昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査	昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査	昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査	昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査	昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査	昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査	昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査	平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査	平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査	平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査	平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査	平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査	平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査	令和2年10月1日	188,856	91,321	97,535	81,864	国勢調査	<p data-bbox="1361 268 1653 295" style="text-align: center;">表 人口・世帯数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1167 304 1859 683"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年月日</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和15年12月20日</td><td>54,699</td><td>27,431</td><td>27,268</td><td>10,749</td><td>市制施行時点</td></tr> <tr><td>昭和25年10月1日</td><td>75,334</td><td>36,595</td><td>38,739</td><td>15,465</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和30年10月1日</td><td>113,099</td><td>55,656</td><td>57,443</td><td>22,295</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和35年10月1日</td><td>124,813</td><td>61,494</td><td>63,319</td><td>26,162</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和40年10月1日</td><td>143,377</td><td>70,926</td><td>72,451</td><td>33,649</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和45年10月1日</td><td>156,654</td><td>77,491</td><td>79,163</td><td>40,169</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和50年10月1日</td><td>173,519</td><td>85,911</td><td>87,608</td><td>47,253</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和55年10月1日</td><td>177,467</td><td>87,626</td><td>89,841</td><td>51,809</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>昭和60年10月1日</td><td>185,941</td><td>92,046</td><td>93,895</td><td>56,193</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成2年10月1日</td><td>193,417</td><td>95,677</td><td>97,740</td><td>61,360</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成7年10月1日</td><td>200,103</td><td>99,171</td><td>100,932</td><td>67,916</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成12年10月1日</td><td>200,173</td><td>98,675</td><td>101,498</td><td>71,532</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成17年10月1日</td><td>198,741</td><td>97,501</td><td>101,240</td><td>74,291</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成22年10月1日</td><td>198,327</td><td>96,839</td><td>101,488</td><td>77,793</td><td>国勢調査</td></tr> <tr><td>平成27年10月1日</td><td>194,086</td><td>94,679</td><td>99,389</td><td>79,120</td><td>国勢調査</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1086 762 1252 790">2 土地利用</p> <p data-bbox="1097 810 1337 837">(1) 土地利用概況</p> <p data-bbox="1079 858 1904 938">市の面積は、<u>11,381</u>ha であり、そのうち人口集中地域の面積は <u>3,020</u>ha で市域の約 27%にあたります。</p> <p data-bbox="1079 954 1942 1082">市域の約 48%にあたる 5,552ha が農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は <u>4,267</u>ha で市域の約 37%にあたります。</p> <p data-bbox="1079 1098 1572 1129">現在の市の土地利用は次のとおりです。</p>	調査年月日	人口			世帯数	備考	総数	男	女	昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点	昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査	昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査	昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査	昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査	昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査	昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査	昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査	昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査	平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査	平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査	平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査	平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査	平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査	平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査
調査年月日	人口			世帯数	備考																																																																																																																																																																																																									
	総数	男	女																																																																																																																																																																																																											
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点																																																																																																																																																																																																									
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
令和2年10月1日	188,856	91,321	97,535	81,864	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
調査年月日	人口			世帯数	備考																																																																																																																																																																																																									
	総数	男	女																																																																																																																																																																																																											
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点																																																																																																																																																																																																									
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査																																																																																																																																																																																																									
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査																																																																																																																																																																																																									

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																						
11	表 土地利用状況 (単位 ha)	表 土地利用状況 (単位 ha)																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>牧場</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>543.12</td> <td>1,860.97</td> <td>1,980.85</td> <td>1.64</td> <td>1,831.48</td> <td>4.06</td> <td>1,333.33</td> <td>665.13</td> <td>2,282.93</td> <td>10,503.51</td> </tr> </tbody> </table>	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計	543.12	1,860.97	1,980.85	1.64	1,831.48	4.06	1,333.33	665.13	2,282.93	10,503.51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>593.9</td> <td>1,910.6</td> <td>1,927.8</td> <td>1.6</td> <td>1,827.1</td> <td>1,355.8</td> <td>645.1</td> <td>2,217.5</td> <td>10,479.4</td> </tr> </tbody> </table>	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計	593.9	1,910.6	1,927.8	1.6	1,827.1	1,355.8	645.1	2,217.5	10,479.4
	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計																														
	543.12	1,860.97	1,980.85	1.64	1,831.48	4.06	1,333.33	665.13	2,282.93	10,503.51																														
田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計																																
593.9	1,910.6	1,927.8	1.6	1,827.1	1,355.8	645.1	2,217.5	10,479.4																																
※ 河川等を除く	※ 河川等を除く																																							
<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>第2 想定結果</p> <p>県の地震被害想定調査の結果から市内の被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の被害想定調査結果一覧 (次ページ参照)</p>	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>第2 想定結果</p> <p>県の地震被害想定調査の結果から市内の被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の被害想定調査結果一覧 (次ページ参照)</p>																																							

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後						改正前								
項目	想定	東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (西側モデル)	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震	項目	想定	東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震		
マグニチュード		8.0		8.7	8.5	8.4	マグニチュード		8.0		8.7	8.5	8.4		
人的被害	死者数 (人)	*		5,000			人的被害	死者数 (人)	*		1,330				
		死者数(津波による) (人)	*		3,670	70			*	死者数(津波による) (人)	*		830	70	*
		負傷者数 (人)	240		10,390	*			*	負傷者数 (人)	240		10,090	*	*
		うち重症者数 (人)	*		770	0			0	うち重症者数 (人)	*		750	0	0
建物被害	全壊棟数 (棟)	90		29,320			建物被害	全壊棟数 (棟)	90		28,480				
	半壊棟数 (棟)	1,080		15,180				半壊棟数 (棟)	1,080		14,090				
建物被害(津波)	全壊棟数 (棟)	20		1,680	330	20	建物被害(津波)	全壊棟数 (棟)	20		560	330	20		
	半壊棟数 (棟)	270		1,490	460	200		半壊棟数 (棟)	270		350	460	200		
火災被害	出火件数 (件)	0		100			火災被害	出火件数 (件)	0		100				
	焼失棟数 (棟)	0		6,780				焼失棟数 (棟)	0		6,780				
自力脱出困難者数		0		5,340			自力脱出困難者数		0		5,340				
要配慮者	避難者数	高齢者 (人)	260		14,940		要配慮者	避難者数	高齢者 (人)	260		14,210			
		要介護3以上 (人)	70		4,180				要介護3以上 (人)	70		3,970			
エレベータ停止台数		20		180			エレベータ停止台数		20		180				
ライフライン	電力 停電件数 (軒)	152,030		152,030			電力 停電件数 (軒)	152,030			152,030				
		都市ガス 供給停止件数 (戸)	0		35,690			都市ガス 供給停止件数 (戸)	0		35,690				
	LPガス 供給支障数 (戸)	0		930		LPガス 供給支障数 (戸)	0		930						
	上水道 断水人口(直後) (人)	1,390		180,820		上水道 断水人口(直後) (人)	1,390		180,820						
	下水道 機能支障人口 (人)	2,730		25,270		下水道 機能支障人口 (人)	2,730		25,270						
通信 不通回線数 (回線)	69,100		70,600		通信 不通回線数 (回線)	69,100		70,420							
避難者数	1日後 (人)	2,360		137,620			避難者数	1日後 (人)	2,360		130,950				
	1ヶ月後 (人)	1,740		121,860		1ヶ月後 (人)		1,740		116,170					
帰宅困難者数	直後 (人)	14,520		14,520			帰宅困難者数	直後 (人)	14,520		14,520				
	2日後 (人)	0		14,520		2日後 (人)		0		14,520					
震災廃棄物 (万ト)		5		592			震災廃棄物 (万ト)		5		575				

頁	改正後	改正前																																																																						
12	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害</p> <p>県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の津波による被害 (冬18時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">想定地震 項目</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">(中略)</th> <th rowspan="2">(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (西側モデル)</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型地震</th> </tr> <tr> <th>死者数(人)</th> <th>*</th> <th>(中略)</th> <th>3,670</th> <th>70</th> <th>*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波被害</td> <td>人的被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>(中略)</td> <td>3,670</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>(中略)</td> <td>1,680</td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>270</td> <td>(中略)</td> <td>1,490</td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ * = わずか (0.5以上10未満)、0 = 0.5未満</p>	想定地震 項目		東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (西側モデル)	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震	死者数(人)	*	(中略)	3,670	70	*	津波被害	人的被害	死者数(人)	*	(中略)	3,670	70	*	建物被害	全壊棟数(棟)	20	(中略)	1,680	330	20		半壊棟数(棟)	270	(中略)	1,490	460	200	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害</p> <p>県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の津波による被害 (冬18時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">想定地震 項目</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">(中略)</th> <th rowspan="2">(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型地震</th> </tr> <tr> <th>死者数(人)</th> <th>*</th> <th>(中略)</th> <th>830</th> <th>70</th> <th>*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波被害</td> <td>人的被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>(中略)</td> <td>830</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>(中略)</td> <td>560</td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>270</td> <td>(中略)</td> <td>350</td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ * = わずか (0.5以上10未満)、0 = 0.5未満</p>	想定地震 項目		東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震	死者数(人)	*	(中略)	830	70	*	津波被害	人的被害	死者数(人)	*	(中略)	830	70	*	建物被害	全壊棟数(棟)	20	(中略)	560	330	20		半壊棟数(棟)	270	(中略)	350	460	200
想定地震 項目									東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (西側モデル)	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震																																																											
		死者数(人)	*	(中略)	3,670	70	*																																																																	
津波被害	人的被害	死者数(人)	*	(中略)	3,670	70	*																																																																	
	建物被害	全壊棟数(棟)	20	(中略)	1,680	330	20																																																																	
		半壊棟数(棟)	270	(中略)	1,490	460	200																																																																	
想定地震 項目		東海地震	(中略)	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	(参考) 慶長型地震	(参考) 明応型地震																																																																		
							死者数(人)	*	(中略)	830	70	*																																																												
津波被害	人的被害	死者数(人)	*	(中略)	830	70	*																																																																	
	建物被害	全壊棟数(棟)	20	(中略)	560	330	20																																																																	
		半壊棟数(棟)	270	(中略)	350	460	200																																																																	
13	<p><u>3 津波災害警戒区域</u></p> <p><u>市では、令和元年12月に指定された津波災害警戒区域を中心として、「津波防災地域づくり推進計画」に基づき津波対策に取り組んでいます。</u></p>	<p><u>3 市内における海拔10m以下の地域</u></p> <p><u>市では、甚大な津波被害を生じた東日本大震災を受け、海拔10m以下の地域を中心として、津波対策に取り組んでいます。次に市内における海拔10m以下の地域を示します。</u></p>																																																																						

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>横府川地区、江之浦地区 小田原海岸(横府川地区) 最大津波高さ: 8.1m 最大津波到達時間: 6分 江之浦海岸(江之浦地区) 最大津波高さ: 10.1m 最大津波到達時間: 10分</p> <p>石橋地区、米神地区 石橋海岸(石橋地区) 最大津波高さ: 9.5m 最大津波到達時間: 10分 米神海岸(米神地区) 最大津波高さ: 8.1m 最大津波到達時間: 7分</p> <p>本町地区、南町地区、早川地区 小田原海岸(本町地区) 最大津波高さ: 8.0m 最大津波到達時間: 1分 小田原海岸(南町地区) 最大津波高さ: 8.3m 最大津波到達時間: 2分 小田原海岸(早川地区) 最大津波高さ: 10.2m 最大津波到達時間: 6分</p> <p>東町地区、浜町地区 小田原海岸(東町地区) 最大津波高さ: 9.0m 最大津波到達時間: 3分 小田原海岸(浜町地区) 最大津波高さ: 8.2m 最大津波到達時間: 1分 小田原海岸(浜町地区) 最大津波高さ: 8.0m 最大津波到達時間: 1分</p> <p>国府津地区、小八幡地区 小田原海岸(国府津地区) 最大津波高さ: 11.2m 最大津波到達時間: 11分 小田原海岸(小八幡地区) 最大津波高さ: 11.2m 最大津波到達時間: 11分</p> <p>前川地区 小田原海岸(前川地区) 最大津波高さ: 11.6m 最大津波到達時間: 3分 小田原海岸(国府津地区) 最大津波高さ: 11.3m 最大津波到達時間: 3分</p>	<p>0 2 4 km</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
14	<p>第4節 地震災害対策計画策定のための条件</p> <p>第2 長期的目標 (5か年超)</p>	<p>第4節 地震災害対策計画策定のための条件</p> <p>第2 中長期的目標 (5か年超)</p>
15	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方</p> <p><u>4 市の受援計画の策定</u></p> <p><u>市は、災害等が発生した際に、限られた人的資源および物的資源を非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置し、市職員と応援職員等が連携し災害対応を行えるよう市受援計画を策定します。</u></p> <p><u>5 市強靱化地域計画の策定</u></p> <p><u>市は、強さとしなやかさを備えた持続可能な都市づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市の強靱化に関する取組の方向性を示すものとして市強靱化地域計画を策定します。</u></p>	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方 (新規)</p>
17	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトペーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバ</u></p>	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトペーパー、<u>等</u>の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
20	<p><u>ッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>オ 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動をとります。</u></p> <p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p><u>エ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</u></p> <p><u>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>	<p>についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営<u>に関すること</u></p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し<u>に関すること</u></p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施<u>に関すること</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
21	4 指定公共機関 (7) KDDI(株)、 <u>ソフトバンク(株)</u> ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通	4 指定公共機関 (7) KDDI(株) ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通
22	(8) ガス供給機関(小田原 <u>ガス</u> (株)) ア 被災地に対する燃料供給の確保 イ ガス供給施設の被害調査及び復旧	(8) ガス供給機関(小田原 <u>瓦斯</u> (株)) ア 被災地に対する燃料供給の確保 イ ガス供給施設の被害調査及び復旧
24	7 自衛隊 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与 <u>カ 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去</u>	7 自衛隊 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
25	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進</p> <p>市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。</p> <p><u>また、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。</u></p> <p>第3 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>市は、<u>建物が密集する商業地や住宅地においては、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定します。</u></p>	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進</p> <p>市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。</p> <p>第3 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>市は、<u>都市計画法第8条第1項第5号に基づく防火地域・準防火地域の指定には、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送道路等、防災拠点等も考慮して、その拡大を図ります。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
28	<p>第4節 津波対策</p> <p><u>津波は、海底地盤の変位（隆起、沈降）により発生するため、海底を震源地とする大地震が発生した場合に起こることが多いです。津波は、海底地震の震源の場所、地震の規模、更に震源の深さと震源地の海底の深さ並びに海岸線の形態により、津波の規模階級、来襲時間周期が異なります。</u></p> <p><u>特に本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合きわめて短時間に津波の来襲が予測されます。</u></p> <p><u>平成27年に公表された「津波浸水予測図」では、相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)が発生した際、揺れ始めから最短1分で最大津波が到達するとされています。</u></p> <p><u>また、令和元年12月には津波災害警戒区域に指定されたことを受け、住民ワークショップなどを開催し、そこでいただいた意見等を踏まえ、令和3年6月に「津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。</u></p> <p>第1 津波災害対策のための基本的な考え方</p> <p><u>最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」ため、「いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり」を基本方針に掲げる「小田原市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、ハード・ソフトの様々な施策を多重防御の考え方で推進していきます。</u></p> <p>第2 小田原方式避難要領</p>	<p>第4節 津波対策</p> <p><u>津波は、海底地盤の変位（隆起、沈降）により発生するため、海底を震源地とする大地震が発生した場合に起こることが多いです。津波は、海底地震の震源の場所、地震の規模、更に震源の深さと震源地の海底の深さ並びに海岸線の形態により、津波の規模階級、来襲時間周期が異なります。</u></p> <p><u>特に本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合きわめて短時間に津波の来襲が予測されます。</u></p> <p><u>また、東日本大震災の発生を踏まえて平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」が制定されました。市は、この法律に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所、避難経路の指定、津波避難施設の指定等の津波避難対策を実施します。</u></p> <p><u>津波が発生した場合には、津波警報の伝達や避難誘導等の「公助」は間に合わない場合もあることから、市民の「自助」「共助」による迅速な避難行動が重要となります。</u></p> <p><u>市は、平常時から津波防災意識の啓発に努めるとともに、漁港における船舶津波対策及び航路障害物の流出防止対策等、沿岸部の状況に応じた津波対策を関係機関と行います。</u></p> <p>第1 津波災害対策のための基本的な考え方</p> <p><u>津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とします。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波の特徴を捉え、住民ワークショップにおいて議論を重ね、「小田原方式津波避難要領」を次のとおり定めました。</u></p> <p><u>1 津波避難の基本的考え方</u></p> <p><u>※ ここでいう「津波避難の基本的考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を対象としています。</u></p> <p><u>いつ</u></p> <p><u>「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始</u></p> <p><u>どこへ</u></p> <p><u>津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）</u></p> <p><u>それ以外の人は、基準水位2m以下の2階以上へ！（垂直避難）</u></p> <p><u>原則は、津波災害警戒区域外への水平避難を推奨しますが、この垂直避難の考え方は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが事前にハザードマップで自宅等のリスクを正しく理解し、避難場所や避難経路を検討した上で、自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。</u></p>	<p><u>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u></p> <p><u>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び津波一時避難施設や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備等の対策を講じるものとします。</u></p> <p><u>2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u></p> <p><u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとします。</u></p> <p><u>第2 津波に強いまちづくり</u></p> <p><u>1 津波避難を考慮したまちづくり</u></p> <p><u>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保など、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。</u></p> <p><u>地理的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、民間施設の活用による避難場所の確保などに努めます。</u></p> <p><u>2 津波防災の観点からのまちづくり</u></p> <p><u>市は、市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、防災</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>第3 津波災害対策に向けた取組（ソフト対策）</u></p> <p><u>1 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)に基づく取組</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。</u></p> <p><u>これにより、市は、次の事項について定めます。</u></p> <p><u>(1)警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2)警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地</u></p> <p><u>ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</u></p> <p><u>(3)地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項</u></p> <p><u>2 津波ハザードマップの作成</u></p> <p><u>市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等</u></p>	<p><u>の観点を取り入れたまちづくりに努めます。</u></p> <p><u>3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</u></p> <p><u>市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとし、</u></p> <p><u>第3 津波災害対策に向けた取組</u></p> <p><u>1 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)に基づく取り組み</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。</u></p> <p><u>これにより、市は、次の事項について定めます。</u></p> <p><u>(1)警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2)警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保す</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>3 津波情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>市は、住民のほか、海浜利用者が的確に避難するため、防災行政無線をはじめとする様々な津波情報の伝達体制を着実に整備していきます。</u></p> <p><u>4 徒歩避難の原則</u></p> <p><u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。</u></p> <p><u>市は、防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。</u></p> <p><u>5 津波一時避難施設の指定・協定</u></p> <p><u>内閣府で公表している「津波避難ビル等に係る事例集」を参考にし、地理的条件等を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設の指定・協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>◆資料 5-4： 津波一時避難施設一覧</u></p> <p><u>◆協定 15-1：津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書</u></p> <p><u>7 小田原方式津波避難要領の安全性を高めるための取組</u></p> <p><u>(1) 水平避難を安全にするための対策</u></p> <p><u>避難する木造建築物が地震の揺れによって倒壊してしまわないよ</u></p>	<p><u>る必要があるものの名称及び所在地</u></p> <p><u>ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</u></p> <p><u>(3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項</u></p> <p><u>2 市の取り組み</u></p> <p><u>市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>また、津波浸水想定を踏まえ、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、最大クラスの津波に対応してどのように津波防災地域づくりを進めていくか推進計画を定め、推進します。</u></p> <p><u>3 避難促進施設の取り組み</u></p> <p><u>避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。</u></p> <p><u>第4 津波避難施設の整備</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>うに耐震化されていること、屋内の避難行動を阻害しないように家具等の転倒防止施策を徹底する必要があります。</u></p> <p><u>(2) 垂直避難を安全にするための対策</u></p> <p><u>地震の揺れにより建物が倒壊してしまわないように耐震化されていること、日ごろから寝るときは2階で寝るようにするなど、取り組める行動を積み重ねる必要があります。</u></p> <p><u>平家建てや基準水位が2m以上の地区にお住まいの方も、日ごろから隣近所の付き合いをよく行い、地震発生時は基準水位が2m以下の2階以上のお宅等へ避難させてもらう約束をしておくなどで、命を守る行動につなげることができます。</u></p> <p><u>また、家屋の建て替えの際は、津波災害警戒区域外への移住の検討や、基礎の嵩上げ、2階以上の構造にするなど、津波対策を意識して建て替えを検討する必要があります。</u></p> <p><u>第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策）</u></p> <p><u>1 津波避難確保計画の作成と訓練の実施</u></p> <p><u>避難促進施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。</u></p> <p><u>2 個別避難計画の策定</u></p>	<p><u>市は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等を整備するときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮します。</u></p> <p><u>第5 伝達監視体制の整備</u></p> <p><u>市は、住民のほか、海浜利用者が的確に避難するため、防災行政無線通信施設等を充実し、津波情報伝達体制、津波監視体制の強化等を図ります。</u></p> <p><u>第6 避難対策</u></p> <p><u>1 避難対象地域の指定</u></p> <p><u>市は、想定される最大津波高をもとに安全性を考慮した津波高を求め、浸水の範囲や深さ等を地図に表した「津波ハザードマップ」を作成するとともに、避難対象地域の指定を検討します。</u></p> <p><u>2 避難体制の整備</u></p> <p><u>市は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難経路の周知を図るとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難勧告及び指示の発令の判断基準や具体的な考え方等を定めます。</u></p> <p><u>また、避難計画を策定する場合には、要配慮者等、避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意します。</u></p> <p><u><津波避難指示（緊急）等の市民への伝達手段></u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前										
	<p><u>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。</u></p> <p><u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理するよう努めます。また、訓練等により、計画運用が図られるよう努めます。</u></p> <p><u>第5 津波に強いまちづくり（ハード対策）</u></p> <p><u>1 津波避難を考慮したまちづくり</u></p> <p><u>L2津波をハード対策のみで防ぐことは物理的に困難であり、避難のための適切なソフト対策と組み合わせて、多重防御の考え方に基づく津波対策の推進が求められます。</u></p> <p><u>一方、L1津波に対しては、人命の保護に加え、住民財産の保護や地域活性化の基礎となる地域を守るため、津波による浸水を軽減するための海岸堤防等の海岸保全施設の整備を促進していきます。</u></p> <p><u>また、河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、計画的にこれを推進していきます。</u></p> <p><u>2 津波防災の観点からのまちづくり</u></p> <p><u>市は、市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、防災の観点を取り入れたまちづくりに努めます。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1115 256 1906 448"> <tr> <td>・防災行政無線</td> <td>・J:COMチャンネル小田原データ放送</td> </tr> <tr> <td>・サイレン、半鐘</td> <td>・FMおだわら</td> </tr> <tr> <td>・広報車</td> <td>・防災メール</td> </tr> <tr> <td>・市ホームページ</td> <td>・Jアラート</td> </tr> <tr> <td>・緊急速報メール</td> <td>・Lアラート 等</td> </tr> </table> <p><u>※ 市民への情報伝達にあたっては、津波到達予想時刻を勘案して迅速に活動方針を決定し、情報伝達活動に従事する者の安全を確保します。また、情報伝達活動に従事する者は、あらかじめ高台等の避難場所を確認しておきます。</u></p> <p><u>3 徒歩避難の原則</u></p> <p><u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。</u></p> <p><u>市は、防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。</u></p> <p><u>4 避難誘導における職員等の安全性の確保対策</u></p> <p><u>市は、市職員、市消防職員、消防団員等防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めます。</u></p> <p><u>また、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図ります。</u></p> <p><u>5 津波一時避難施設の指定・協定</u></p>	・防災行政無線	・J:COMチャンネル小田原データ放送	・サイレン、半鐘	・FMおだわら	・広報車	・防災メール	・市ホームページ	・Jアラート	・緊急速報メール	・Lアラート 等
・防災行政無線	・J:COMチャンネル小田原データ放送											
・サイレン、半鐘	・FMおだわら											
・広報車	・防災メール											
・市ホームページ	・Jアラート											
・緊急速報メール	・Lアラート 等											

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</u></p> <p><u>市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮します。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとします。</u></p> <p><u>第6 津波知識の普及・啓発</u></p> <p><u>本市の津波対策は、東日本大震災以降、独自に定めた海拔 10 メートル以下の地域における津波避難対策の推進として実施されてきました。</u></p> <p><u>本市における津波災害警戒区域と基準水位が神奈川県から示されたことにより、想定される最大クラスの津波による浸水範囲や基準水位（浸水深+せり上がり高）が明らかになり、地域毎の津波の実態に応じた対策の推進が可能となりました。</u></p> <p><u>このため、市は、津波浸水想定区域や基準水位、浸水継続時間等の津波に関する情報のほか、津波警報等や避難情報の意味と内容の説明、小田原方式津波避難要領や、情報伝達方法、避難場所及び避難経</u></p>	<p><u>内閣府で公表している「津波避難ビル等に係る事例集」を参考にし、地理的条件等を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設の指定・協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>6 浸水する範囲及び水深の周知</u></p> <p><u>津波ハザードマップを作成するほか、防災教室や防災講演会等を通じて、予測される津波浸水範囲及び水深を市民に周知します。</u></p> <p><u>◆資料 5-4： 津波一時避難施設一覧</u></p> <p><u>◆協定 15-1：津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書</u></p> <p><u>第7 津波知識の啓発</u></p> <p><u>市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行います。</u></p> <p><u>また、市は、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災知識の普及を実施します。</u></p> <p><u>1 津波防災意識の啓発</u></p> <p><u>「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、あらゆる機会を通じて啓発に努め、その周知徹底を図ります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><津波に対する心得></u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>路について正しい津波知識の普及・啓発に努めます。</u></p> <p><u>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施します。</u></p> <p><u>1 防災教育の実施</u></p> <p><u>（1）学校等における防災教育</u></p> <p><u>市は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。</u></p> <p><u>外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を行います。</u></p> <p><u>（2）危機意識の共有等</u></p> <p><u>市は、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。</u></p> <p><u>3 津波避難経路看板等による周知</u></p> <p><u>最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波到達時間内での市職員、市消防職員、消防団員等の防災対応や避難誘導はできないことから、市は、公共施設等への海拔表示板の設置や、指定・協定の締結を行った津波一時避難施設への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板を設置するなど、住民が</u></p>	<p><u>一般編</u></p> <p><u>① 過去の津波経験にとらわれず、強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐ海浜から離れ、付近の高台等に避難する。</u></p> <p><u>② 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</u></p> <p><u>③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</u></p> <p><u>④ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。</u></p> <p><u>⑤ 津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。</u></p> <p><u>⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</u></p> <p><u>⑦ 津波は第一波よりも第二波以降の方が大きくなる可能性がある。</u></p> <p><u>船舶編</u></p> <p><u>① 強い揺れを感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。</u></p> <p><u>② 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</u></p> <p><u>③ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外へ退避する。</u></p> <p><u>④ 港外へ退避できない小型船舶は、係留網の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。</u></p> <p><u>⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</u></p> <p><u>出典：「津波対策関係省庁連絡会議」申し合わせ（平成11年7月12日）に加筆</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとします。</u></p> <p><u>4 津波知識の広報</u></p> <p><u>広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。</u></p> <p><u>5 津波訓練の実施</u></p> <p><u>沿岸地域を重点として、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、最大クラスの津波や最も早い津波の到達時間を踏まえた津波情報受伝達訓練、避難、退避誘導訓練等の実践訓練を定期的を実施します。</u></p> <p><u>また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練を実施します。</u></p>	<p><u>2 防災教育の実施</u></p> <p><u>(1) 学校等における防災教育</u></p> <p><u>市は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。</u></p> <p><u>外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を行います。</u></p> <p><u>(2) 危機意識の共有等</u></p> <p><u>市は、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等ができるよう、防災教育などを通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。</u></p> <p><u>3 海拔表示板等による周知</u></p> <p><u>市は、公共施設等への海拔表示板の設置や、指定・協定の締結を行った津波一時避難施設への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板を設置するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとします。</u></p> <p><u>4 津波知識の広報</u></p> <p><u>広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。</u></p> <p><u>5 津波訓練の実施</u></p> <p><u>沿岸地域を重点として、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波情報受伝達訓練、避難、退避誘導訓練等の実践訓練を</u></p>

頁	改正後	改正前
34	<p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</u></p> <p><u>また、管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p> <p>第6 廃棄物処理施設</p> <p><u>市では、廃棄物処理施設について、耐震性を確保し、災害時に対応できるように適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p><u>定期的を実施します。</u></p> <p><u>また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練を実施します。</u></p> <p><u>さらに、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波や最も早い津波の到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。</u></p> <p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市の施設には非常用発電装置を設置していない施設もあり、停電時にも安定供給するため、非常用発電装置等の設置を推進します。また、老朽化した配水池については改修を行うとともに、主要な施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、診断調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めます。管路については、耐震性の向上を図るため送水管や配水管の老朽化や重要性等に基づき、順次更新します。</u></p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
37	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>「小田原市耐震改修促進計画（<u>令和4年4月</u>）」</p> <p>2 建築物の不燃化</p> <p>災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要です。<u>建物が密集する商業地や住宅地においては、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定しており、建物の不燃化・難燃化を促進することで、延焼防止に繋がります。</u></p>	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>「小田原市耐震改修促進計画（<u>平成28年3月</u>）」</p> <p>2 建築物の不燃化</p> <p>災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要であり、<u>防火・準防火地域について、従前よりその指定地域の拡大を図ってきていますが、今後とも防災上必要な地域等について、さらに拡大を図っていきます。</u></p>
38	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p><u>7 空き家対策</u></p> <p><u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。</u></p>	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>(新規)</p>
40	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術</p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
41	<p>の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、<u>ツイッター（市政情報アカウント）、LINE（小田原市公式アカウント）</u>など、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p> <p>・市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/</p> <p>第3 報道機関の活用 株式会社ジェイコム<u>湘南・神奈川</u>小田原局</p> <p>第2節 災害対策本部組織体制の拡充 第1 組織体制の充実等</p> <p>市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、<u>災害対応経験者をリスト化するなど</u>、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。</p>	<p>の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、<u>SNS</u>など、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p> <p>・市ホームページ：http://www.city.odawara.kanagawa.jp/</p> <p>第3 報道機関の活用 株式会社ジェイコム<u>イースト</u>小田原局</p> <p>第2節 災害対策本部組織体制の拡充 第1 組織体制の充実等</p> <p>市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
42	<p>(略)</p> <p>第4 防災拠点等の機能確保</p> <p>市は、市庁舎や市消防本部庁舎、<u>上下水道局</u>等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備等を図ります。</p> <p><u>また、災害用マンホールトイレの設置等、防災拠点等の機能の強化に努めます。</u></p> <p><u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。</u></p> <p><u>また、一部の避難所への太陽光発電設備や蓄電池設備の整備、災害時における電動車両による電力供給に関する協定を活用し、停電時における電力供給体制を確立します。</u></p> <p>◆資料○：<u>太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧</u></p> <p>◆協定○：<u>災害時における電動車両等の支援に関する協定</u></p> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>第1 火災予防</p>	<p>(略)</p> <p>第4 防災拠点等の機能確保</p> <p>市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備等を図ります。</p> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>第1 火災予防</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
43	<p>1 自主防火管理体制の強化</p> <p>防火対象物における火災の未然防止、人命の安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条において防火管理制度が、同法第8条の2において<u>統括</u>防火管理制度が、それぞれ規定され、防火対象物の管理権限者に、防火管理者防火管理者及び防災管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられています。</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>（2）要配慮者の安全確保</p> <p>高齢者等の要配慮者は、火災等の災害に遭遇した場合、自己対応能力が劣ることから死傷等に至るおそれが高いため、<u>様々な機会をとらえ、防火意識の高揚を図り、防火安全性確保に努めます。</u></p> <p>（5）関係者の防火指導</p> <p>火災予防査察、火災予防運動、<u>統括</u>防火管理協議会の運営、その他防火研修会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努めます。</p> <p>6 林野・枯草火災の予防対策</p> <p>冬から春にかけて空気が乾燥し、林野・枯草火災が多発する季節であることから、次の活動を展開し、火災の未然防止に努めます。</p> <p>ア 山林・空地の枯草除去の指導</p>	<p>1 自主防火管理体制の強化</p> <p>防火対象物における火災の未然防止、人命の安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条において防火管理制度が、同法第8条の2において<u>共同</u>防火管理制度が、それぞれ規定され、防火対象物の管理権限者に、防火管理者防火管理者及び防災管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられています。</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>（2）要配慮者の安全確保</p> <p>高齢者等の要配慮者は、火災等の災害に遭遇した場合、自己対応能力が劣ることから死傷等に至るおそれが高いため、<u>主として独居高齢者等を対象とした火災予防指導を定期的実施し、日頃からの防火意識の高揚を図り、防火安全性の確保に努めます。</u></p> <p>（5）関係者の防火指導</p> <p>火災予防査察、火災予防運動、<u>共同</u>防火管理協議会の運営、その他防火研修会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努めます。</p> <p>6 林野・枯草火災の予防対策</p> <p>冬から春にかけて空気が乾燥し、林野・枯草火災が多発する季節であることから、次の活動を展開し、火災の未然防止に努めます。</p> <p>ア 山林・空地の枯草除去の指導</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
47	<p>イ <u>林野火災防止用標識の掲出</u></p> <p>ウ 広報車等による地域巡回広報</p> <p>エ 関係者に対する火災予防対策の指導</p> <p>オ 報道機関、パンフレット等による広報</p> <p>第5節 避難体制</p> <p>第1 避難場所等の確保及び整備</p> <p>4 風水害避難場所</p> <p>風水害等により災害の範囲が限定される場合に、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</p> <p><u>また、一部をバリアフリー型風水害避難場所として、身体的な理由で垂直避難（2階など高い場所への避難）ができない方と、その付添や介助にあたる方を対象に開設します。</u></p> <p><u>第2 避難所の機能強化</u></p> <p><u>1 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、特設公衆電話の設置、耐震性貯水槽や応急給水口の設置など必要に応じた機能強化を行っていきます。</u></p> <p><u>2 過去の災害事例における避難所運営の課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難場所等の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、要配慮者専用のスペースや、ペット専用のスペースの確保を行います。トイレの洋式化や、浸水想定区域にある避難場所等で</u></p>	<p>イ <u>たばこの投げ捨て防止の立看板の掲出</u></p> <p>ウ 広報車等による地域巡回広報</p> <p>エ 関係者に対する火災予防対策の指導</p> <p>オ 報道機関、パンフレット等による広報</p> <p>第5節 避難体制</p> <p>第1 避難場所の確保及び整備 (新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>の垂直避難のため校舎利用を進めていきます。</u></p> <p>第<u>3</u> 避難計画の策定 (略)</p> <p>第<u>4</u> 広域避難所の運営 (略)</p> <p>第<u>5</u> 市民への周知 (略)</p> <p>第<u>6</u> 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第<u>7</u> 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第<u>8</u> 応急仮設住宅等 (略)</p> <p>第<u>9</u> ペット対策 (略)</p> <p>第<u>10</u> 市外避難者への支援体制 (略)</p>	<p>第<u>2</u> 避難計画の策定 (略)</p> <p>第<u>3</u> 広域避難所の運営 (略)</p> <p>第<u>4</u> 市民への周知 (略)</p> <p>第<u>5</u> 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第<u>6</u> 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第<u>7</u> 応急仮設住宅等 (略)</p> <p>第<u>8</u> ペット対策 (略)</p> <p>第<u>9</u> 市外避難者への支援体制 (略)</p>
48	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、<u>各避難場所の役割の違い</u>、避難経路、避難<u>情報</u>について、あらか</p>	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難<u>指示方法</u>について、あらかじめ市民に周知すると</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
49	<p>はじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害避難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違い、<u>避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅などで身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。</u></p> <p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p> <p><u>第10 感染症対策</u></p> <p><u>市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。</u></p> <p><u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局</u></p>	<p>ともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害避難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違い、<u>避難の際には発生する恐れのある災害から命を守るために適した避難場所へ避難すること、避難時の周囲の状況等により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民への周知徹底を図ります。</u></p> <p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、<u>仮設</u>動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。（新規）</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
50	<p><u>と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。</u></p> <p>2 <u>個別</u>避難計画の策定</p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別<u>避難</u>計画の策定に努めます。</p>	<p>2 避難計画の策定</p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めます。</p>
51	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第2 社会福祉施設対策</p> <p>1 防災設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。</p> <p>また、停電時に備え、<u>発災後72時間の事業継続が可能となる</u>非常用発電機等の整備に努めます。</p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第2 社会福祉施設対策</p> <p>1 防災設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。</p> <p>また、停電時に備え、<u>医療用・介護用機器を稼働させるのに必要な最低限の電力を確保するため</u>、非常用発電機等の整備に努めます。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
52	<p>6 避難確保計画の作成</p> <p>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域、<u>相模灘沿岸の高潮浸水想定区域</u>、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市へ提出するとともに、それぞれの災害の発生を想定した避難訓練を実施し市に報告します。</p> <p>◆資料○：洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 ◆資料○：高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 ◆資料○：土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧 ◆資料○：津波浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧</p>	<p>6 避難確保計画の作成</p> <p>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市へ提出するとともに、それぞれの災害の発生を想定した避難訓練を実施し市に報告します。</p>
54	<p>第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策</p> <p>市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、<u>要配慮者、女性、子どもにも配慮した</u>防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の増設に努めます。</p> <p>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。さらに、市民や企業等による備蓄の啓発に努</p>	<p>第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策</p> <p>市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の増設に努めます。</p> <p>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。さらに、市民や企業等による備蓄の啓発に努</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
54	<p>めます。</p> <p>第1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び確保</p> <p><u>3 携帯トイレ等の確保</u></p> <p><u>市は地震によりトイレの使用ができなくなった時のために、携帯トイレの確保に努めます。なお、携帯トイレに限らず、発災後は、仮設トイレや、マンホールトイレなど、様々な手段を併用し、トイレ環境の改善に努めます。</u></p> <p><u>4 感染症対策物資の確保</u></p> <p><u>市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、マスクや手指消毒液、段ボールベッド、パーテーションなど、感染症対策物資の確保に努めます。</u></p> <p>第2 防災資機材等の整備</p> <p>市及び関係機関は、<u>大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。</u></p> <p><u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡</u></p>	<p>第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保 (新規)</p> <p>第2 防災資機材等の整備</p> <p>市及び関係機関は、<u>災害応急対策に必要な防災資機材を整備し、拡充を図ります。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
58	<p><u>先、要請手続等の確認を行うよう努めます。</u></p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、</u>非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p> <p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定」<u>等</u>に基づき、市内のバス会社、運送業者及び建設業者に車両の確保と出動待機を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。</p> <p><u>◆協定〇 -災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書</u></p> <p><u>◆協定〇 -災害時における燃料の調達に関する協定書</u></p>	<p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p> <p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、市内のバス会社、運送業者及び建設業者に車両の確保と出動待機を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
60	<p>◆<u>協定〇 - 災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書</u></p> <p>◆<u>協定〇 - 災害時における地域支援の協力に関する協定</u></p> <p>第1 被災建築物の震後対策 1 応急危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>◆<u>協定〇 - 災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定</u></p> <p>第2 被災宅地の震後対策 大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、二次災害を軽減、防止するため、当該宅地の調査を被災宅地危険度判定士 <u>(行政職員及び民間建築士で、知事が認定登録した者)</u> が行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する必要が生じます。</p> <p><u>特に、広域避難所(指定避難所)等の被災宅地危険度判定活動は、震後速やかな対応が必要であることから、民間建築士団体との協定に基づき、被災宅地危険度判定士(民間建築士で知事の認定を受けた者)の協力を得て実施します。</u></p> <p><u>また、被災宅地危険度判定士は、研修や訓練を通じて運用体制の強化に努めます。</u></p> <p>被災宅地危険度判定体制は、資料 12-1 のとおりです。</p>	<p>(新規)</p> <p>第1 被災建築物の震後対策 1 応急危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第2 被災宅地の震後対策 大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、二次災害を軽減、防止するため、当該宅地の調査を被災宅地危険度判定士 <u>(知事の認定登録者)の協力を得て</u>行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する必要が生じます。</p> <p>被災宅地危険度判定体制は、資料 12-1 のとおりです。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
61	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、非常用自家発電設備等の設置や、応急復旧資機材の備蓄、及び浄水工程に使用する薬品の確保に努めています。</u></p> <p><u>また、公益社団法人日本水道協会会員による相互応援や災害応急復旧工事等に関する協定の締結により、復旧体制の強化を図っており、災害拠点病院をはじめとする医療機関や広域避難所等の重要給水施設への配水再開など計画的な応急復旧に努めます。</u></p>	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、災害により電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。さらに、公益社団法人日本水道協会会員である各水道事業者間等の相互応援や工事業者との協力に関する協定を締結しています。また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。</u></p>
62	<p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p><u>市は、令和2年に策定した市受援計画に基づき、大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関等からの応援を受け入れます。</u></p> <p><u>訓練等を実施し、内容の検証と事前の備えの充実に努めます。</u></p> <p><u>1 市受援計画の策定</u></p> <p><u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、整備に努めます。また、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。</u></p> <p><u>受援計画では、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p>	<p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p><u>市は、大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域受援計画の作成を進めるとともに、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。</u></p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第2 広域応援受入体制等の強化 (略)</p> <p>第3 情報の共有化 (略)</p> <p>第4 応援機関との連携強化 (略)</p> <p>第5 救助用重機の確保 (略)</p> <p>第3 応援機関との連携強化 (略)</p> <p>また、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、<u>総務省</u>が整備している<u>応急対策職員派遣制度</u>(災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。)を市は、適切に活かしていきます。</p>	<p>第1 広域応援受入体制等の強化 (略)</p> <p>第2 情報の共有化 (略)</p> <p>第3 応援機関との連携強化 (略)</p> <p>第4 救助用重機の確保 (略)</p> <p>第3 応援機関との連携強化 (略)</p> <p>また、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、<u>国</u>が整備している<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>(災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。)を市は、適切に活かしていきます。</p>
63	<p>第15節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、</p>	<p>第15節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
64	<p>一般廃棄物（<u>広域</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努めます。</p> <p>第3 <u>災害</u>時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、<u>災害</u>時の相互協力体制の整備に努めます。</p> <p>第4 計画の見直し</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」を<u>必要に応じて</u>見直し、充実を図ります。</p> <p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトペーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油</u>、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>（略）</p>	<p>一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努めます。</p> <p>第3 <u>震災</u>時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、<u>震災</u>時の相互協力体制の整備に努めます。</p> <p>第4 計画<u>等</u>の見直し</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物<u>等</u>処理計画」等を見直し、充実を図ります。</p> <p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>（略）</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
67	<p>第4 NPO・ボランティアの受入体制づくり</p> <p><u>5 災害救助法の適用について</u></p> <p><u>県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。</u></p> <p><u>市は、災害救助法の適用範囲について、平時から研修等を通じて生</u> <u>日、体制作り</u>に努めます。</p>	<p>第4 NPO・ボランティアの受入体制づくり (新規)</p>
69	<p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及方法</p> <p>ア <u>広報小田原</u>、市ホームページ等、市の広報媒体の活用<u>や、FMお</u> <u>だわらの協力を得て</u>、防災知識の啓発を行います。</p> <p>4 市民の心得</p> <p>市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。</p> <p>イ 崖崩れ、出水に注意すること</p>	<p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及方法</p> <p>ア <u>広報おだわら</u>、市ホームページ等、市の広報媒体<u>を</u>活用<u>して</u>、防災知識の啓発を行います。</p> <p>4 市民の心得</p> <p>市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。</p> <p>イ 崖崩れ、出水に注意すること</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
70	<p>ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。</p> <p>オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。</p> <p>カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p><u>キ</u> <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>ク</u> 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p><u>ケ</u> 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>（3）避難時の心得</p> <p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。</p> <p>イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等を携行すること。</p> <p>ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。</p> <p>エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p>	<p>ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。</p> <p>オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。</p> <p>カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p><u>キ</u> 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p><u>ク</u> 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>（3）避難時の心得</p> <p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。</p> <p>イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。</p> <p>ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。</p> <p>エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
71	<p>第5 その他の防災知識の普及・啓発</p> <p>市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。</p> <p><u>市は、停電時の電源確保に有効である太陽光発電や蓄電池設備の設置や電気自動車の導入等について、市民等への普及啓発に努めます。</u></p>	<p>第5 その他の防災知識の普及・啓発</p> <p>市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。</p>
73	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。</u></p>	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。</p> <p><u>市災害対策本部設置後、市は被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を行います。</u></p>
78	<p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>3 職務の代理</p>	<p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>3 職務・<u>権限</u>の代行</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前												
79	<p>市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第3条第2項に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、<u>小田原市災害対策本部規程第2条の3のとおりとし、市長の代理に関する規則（平成4年小田原市規則第41号）第1条の規定を準用します。</u></p> <p>第3 動員計画 5 職員の動員計画 (削除)</p>	<p>市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第3条に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、<u>小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成4年8月1日規則第42号）第2条第1項の各号の順によるものとします。</u></p> <p><u>なお、副本部長が不在の場合は本部長付の教育長が代行するものとし、以下小田原市災害対策本部組織図に定める順により、部長が代行するものとします。</u></p> <p>第3 動員計画 5 職員の動員計画</p> <p style="text-align: center;">表一 配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1124 833 1924 1289"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員1号</td> <td>市内教地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。</td> <td>1 市内の教地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> <tr> <td>動員2号</td> <td>動員1号体制を強化し拡大しのある災害に対処できる体制とする。</td> <td>1 市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> <tr> <td>動員3号</td> <td>市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。</td> <td>1 市内の全域に災害が発生したとき。 2 東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3 市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4 その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備体制	配備時期	動員1号	市内教地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。	1 市内の教地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。	動員2号	動員1号体制を強化し拡大しのある災害に対処できる体制とする。	1 市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。	動員3号	市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。	1 市内の全域に災害が発生したとき。 2 東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3 市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4 その他の状況により市長が配備を指示したとき。
種別	配備体制	配備時期												
動員1号	市内教地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。	1 市内の教地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。												
動員2号	動員1号体制を強化し拡大しのある災害に対処できる体制とする。	1 市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2 その他の状況により市長が配備を指示したとき。												
動員3号	市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。	1 市内の全域に災害が発生したとき。 2 東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3 市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4 その他の状況により市長が配備を指示したとき。												

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
81	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p><u>7 安否不明者の情報等の収集・公表</u></p> <p><u>災害時において、安否不明者の氏名情報等を県に情報提供し県が公表、又は市で公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等は、県から公表を前提に情報提供依頼があった場合、原則情報提供します。</u></p> <p><u>また、局所的な災害であるなどの事情により、市が公表した方が安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、市が公表します。</u></p> <p><u>なお、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であり、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者である場合については、所在情報を秘匿するため、県への情報提供及び市による公表は行いません。</u></p> <p><u>◆資料〇：災害時における安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u></p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達 (新規)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
82	<p>(略)</p> <p>第5 災害広報の実施</p> <p>2 広報事項</p> <p>(2) 避難に関すること</p> <p>ア 避難情報に関すること</p> <p>イ <u>避難所・避難場所の開設状況</u>に関すること</p> <p>ウ <u>避難所の混雑状況</u>に関すること</p>	<p>(略)</p> <p>第5 災害広報の実施</p> <p>2 広報事項</p> <p>(2) 避難に関すること</p> <p>ア 避難勧告及び指示に関すること</p> <p>イ <u>収容施設</u>に関すること</p>
83	<p>4 広報活動の方法</p> <p>(1) 直接広報</p> <p>広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。</p> <p>ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ 市ホームページ エ 防災メール オ FMおだわら カ <u>広報小田原</u></p>	<p>4 広報活動の方法</p> <p>(1) 直接広報</p> <p>広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。</p> <p>ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ 市ホームページ エ 防災メール オ FMおだわら カ <u>災害広報紙</u></p>
84	<p>第6 通信の運用</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 災害時の通信手段</p> <p>災害時に関する予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話(加入電話)、携帯電話、衛星電話、<u>又は無線通信</u>により速やかに行います。</p> <p>2 無線通信</p> <p>(4) 消防無線</p>	<p>第6 通信の運用</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 災害時の通信手段</p> <p>災害時に関する予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話(加入電話)、携帯電話、衛星電話、無線通信、<u>又は市防災情報システム</u>により速やかに行います。</p> <p>2 無線通信</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>消防無線の運用については、<u>消防部隊は「小田原市消防通信取扱規程」、消防団は「小田原市消防団無線局管理運用規程」に基づき行います。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(4) 消防無線 消防無線の運用については、<u>小田原市消防計画の定めるところによります。</u></p> <p>4 防災情報システム 市防災情報システムの運用については、「小田原市防災情報システム運営要綱」に基づき行います。</p>
87	<p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>ウ 被害状況の確認</p> <p>各署所の<u>職員</u>に指令し、署所周辺の被害状況、海岸監視、防潮扉の閉鎖措置等について速報させます。</p>	<p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>ウ 被害状況の確認</p> <p>各署所の<u>消防隊</u>に指令し、署所周辺の被害状況、海岸監視、防潮扉の閉鎖措置等について速報させます。</p>
88	<p>(5) 無線通信の運用</p> <p>無線通信の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。</p> <p>ア 無線通信系統</p> <p>無線通信系統は、消防波 (<u>統制波、共通波 (主運用波)、活動波 (市波・救急波)</u>) によります。</p>	<p>(5) 無線通信の運用</p> <p>無線通信の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。</p> <p>ア 無線通信系統</p> <p>無線通信系統は、消防波 (<u>全国波、県波、市町村波</u>) <u>及び救急波</u> によります。</p>
91	<p>第2 医療救護活動</p> <p>6 医療器材の調達</p> <p>医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、</p>	<p>第2 医療救護活動</p> <p>6 医療器材の調達</p> <p>医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
92	<p>医薬品等の調達に関する協定（<u>協定</u> 2-1）及び<u>災害用</u>医薬品の<u>確保及び</u><u>ひき出し</u>に関する協定（<u>協定</u> 2-2）により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p> <p>7 仮設救護所の開設</p> <p>市は、災害の規模、被害状況に応じ、広域避難所のうち必要箇所に仮設救護所を開設します。</p> <p>◆資料〇：仮設救護所開設避難所</p> <p>9 一般病院等</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>一般病院、<u>薬局</u>等は、早期に通常の診療・<u>医薬品の供給</u>体制に戻すよう努めるとともに、医師会、<u>薬剤師会</u>及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。</p> <p>第3節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p>なお、津波避難に係る対策は、本章「第15節 津波対策」を参照します。</p>	<p>医薬品等の調達に関する協定（<u>資料</u> 2-1）及び医薬品の<u>備蓄</u>に関する協定（<u>資料</u> 2-2）により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p> <p>7 仮設救護所の開設</p> <p>市は、災害の規模、被害状況に応じ、広域避難所のうち必要箇所に仮設救護所を開設します。</p> <p>9 一般病院等</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>一般病院等は、早期に通常の診療体制に戻すよう努めるとともに、医師会及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。</p> <p>第3節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難<u>勧告又は</u>指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p>なお、津波避難に係る対策は、本章「第15節 津波対策」を参照します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																																	
93	<p>第1 避難指示</p> <p>1 避難指示</p> <p>市長は、避難のための立ち退きの指示を、防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難指示の実施責任者</p> <p style="text-align: center;">表 避難指示の実施責任者</p> <table border="1" data-bbox="241 544 1003 1090"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類、内容</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>同上</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>洪水、高潮</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた職員</td> <td>地すべり</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高齢者等避難の実施責任者</p> <p>市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を発令します。</p>	実施者	災害の種類、内容	根拠	市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項	警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項	海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項	知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項	<p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>1 避難勧告・指示</p> <p>市長は、避難のための立ち退きの勧告及び指示を、防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難勧告・指示の実施責任者</p> <p style="text-align: center;">表 避難勧告・指示の実施責任者</p> <table border="1" data-bbox="1126 544 1926 1090"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>勧告・ 指示区分</th> <th>災害の種類、内容</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>勧告・ 指示</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>指示</td> <td>災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>指示</td> <td>同上</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>指示</td> <td>洪水、高潮</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた職員</td> <td>指示</td> <td>地すべり</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>指示</td> <td>災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始の実施責任者</p> <p>市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったときに避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</p>	実施者	勧告 ・ 指示 区分	災害の種類、内容	根拠	市町村長	勧告 ・ 指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項	警察官	指示	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項	海上保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項	知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	指示	洪水、高潮	水防法第29条	知事又は、その命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条	自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項
実施者	災害の種類、内容	根拠																																																	
市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項																																																	
警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項																																																	
海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項																																																	
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条																																																	
知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条																																																	
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項																																																	
実施者	勧告 ・ 指示 区分	災害の種類、内容	根拠																																																
市町村長	勧告 ・ 指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項																																																
警察官	指示	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項																																																
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項																																																
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	指示	洪水、高潮	水防法第29条																																																
知事又は、その命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条																																																
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項																																																

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>2 避難情報の発令基準</p> <p>災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難情報の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。</p> <p>なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。</p> <p>また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮してこれを行います。</p> <p>3 避難情報の伝達方法</p> <p>(1) 避難情報の伝達</p> <p>避難情報の伝達は、市災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、自主防災組織を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。</p> <p>(2) 避難情報の内容</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難情報の対象地域</p> <p>ウ 避難先とその場所</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 注意事項</p>	<p>2 避難の勧告及び指示の発令基準</p> <p>災害時に適切な避難勧告等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難勧告等の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。</p> <p>なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。</p> <p>また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮してこれを行います。</p> <p>3 避難勧告及び指示等の伝達方法</p> <p>(1) 避難勧告及び指示等の伝達</p> <p>避難勧告及び指示等の伝達は、市災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、自主防災組織を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。</p> <p>(2) 避難勧告及び指示の内容</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告、指示等の対象地域</p> <p>ウ 避難先とその場所</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 注意事項</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
95	<p>(3) 県知事への報告 市長は、<u>避難情報の発令</u>を行ったときは、速やかに県知事に報告します。</p> <p>第2 避難所の開設</p> <p>3 広域避難所への入所</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者</p> <p>ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者</p> <p><u>エ 地域外から来て、帰宅することが困難である者</u></p> <p><u>オ その他、災害により生活の自立が困難な者</u></p> <p><u>なお、避難者は、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れます。</u></p> <p>(2) 避難者の誘導</p> <p>ア 広域避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行います。</p> <p>イ 避難順序は、<u>施設管理者と事前に協議した順とし、安全を確認しながら避難誘導を行います。</u></p> <p><u>ウ 要配慮者及び傷病者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難してもらうように努めます。</u></p> <p><u>エ 避難行動要支援者（災害から身を守るため、安全な場所に</u></p>	<p>(3) 県知事への報告 市長は、<u>避難勧告又は指示</u>を行ったときは、速やかに県知事に報告します。</p> <p>第2 避難所の開設</p> <p>3 広域避難所への入所</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者</p> <p>ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者</p> <p>(2) 避難者の誘導</p> <p>ア 広域避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行います。</p> <p>イ 避難順序は、後日の授業再開に備え、屋内運動場・空き教室・特別教室・普通教室の順に入所させます。</p> <p>ウ 屋内運動場は、できる限り端より詰め、通路を確保します。</p> <p>エ 要配慮者を配慮して避難させます。</p> <p>オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するととも</p>

頁	改正後	改正前
96	<p><u>避難するなどの一連の行動をとる際に、支援を必要とする方</u>を配慮して避難させます。</p> <p>オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。</p> <p>カ 大規模な災害発生の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るので、市民が自発的に<u>避難所へ避難するなど定められた</u>行動がとれるように、平常時からの<u>施設管理者との協議や訓練を実施</u>します。</p> <p>※ 災害の状況に応じて、随時必要な班を編成する。 ※ 男女が参画することから、各班のメンバーには、極力、女性を入れるように編成する。</p>	<p>に、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。</p> <p>カ 大規模な災害の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るので、市民が自発的に避難指定場所に向かい決められた行動がとれるように、平常時からの啓発に努めます。</p> <p>※ 災害の状況に応じて、随時必要な班を編成する。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																		
97	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 288 360 336">組 織</th> <th data-bbox="360 288 1064 336">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 336 360 576"> <p>会長 副会長</p> </td> <td data-bbox="360 336 1064 576"> <p><u>避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整を行います。</u> <u>施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括を行います。</u> <u>避難所の管理・運営の申し合わせを調整します。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 576 360 775"> <p>総務班</p> </td> <td data-bbox="360 576 1064 775"> <p><u>運営委員会の事務局として、運営会議の開催に関する事務を行います。</u> <u>要配慮者や女性に配慮した避難所のレイアウトを設定、変更や避難所における生活ルールを作成します。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 775 360 1062"> <p>情報班 (兼警備)</p> </td> <td data-bbox="360 775 1064 1062"> <p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。 把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入り込まないよう警備を行います。 罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	組 織	役 割	<p>会長 副会長</p>	<p><u>避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整を行います。</u> <u>施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括を行います。</u> <u>避難所の管理・運営の申し合わせを調整します。</u></p>	<p>総務班</p>	<p><u>運営委員会の事務局として、運営会議の開催に関する事務を行います。</u> <u>要配慮者や女性に配慮した避難所のレイアウトを設定、変更や避難所における生活ルールを作成します。</u></p>	<p>情報班 (兼警備)</p>	<p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。 把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入り込まないよう警備を行います。 罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 288 1290 336">組 織</th> <th data-bbox="1290 288 1942 336">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 336 1290 679"> <p>広域避難所運営委員会 ・自治会代表者 ・施設管理者 ・各班長 ・市職員など</p> </td> <td data-bbox="1290 336 1942 679"> <p>①市災害対策本部からの情報の伝達 ②避難所生活でのルール徹底 ③避難者からの要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議 ④各班の作業内容等の確認 ⑤各班の作業にあたっての要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 679 1290 903"> <p>情報班（兼警備）</p> </td> <td data-bbox="1290 679 1942 903"> <p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入りこまないよう警備を行います。 また、罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 903 1290 1126"> <p>要配慮者班</p> </td> <td data-bbox="1290 903 1942 1126"> <p>避難所に避難した要配慮者を把握します。要配慮者については、原則として家族が介護を行いますが、困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。 また、避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1126 1290 1310"> <p>救護清掃班</p> </td> <td data-bbox="1290 1126 1942 1310"> <p>避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。 医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行うとともに、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	組 織	役 割	<p>広域避難所運営委員会 ・自治会代表者 ・施設管理者 ・各班長 ・市職員など</p>	<p>①市災害対策本部からの情報の伝達 ②避難所生活でのルール徹底 ③避難者からの要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議 ④各班の作業内容等の確認 ⑤各班の作業にあたっての要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議</p>	<p>情報班（兼警備）</p>	<p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入りこまないよう警備を行います。 また、罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p>	<p>要配慮者班</p>	<p>避難所に避難した要配慮者を把握します。要配慮者については、原則として家族が介護を行いますが、困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。 また、避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告を行います。</p>	<p>救護清掃班</p>	<p>避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。 医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行うとともに、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p>
組 織	役 割																			
<p>会長 副会長</p>	<p><u>避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整を行います。</u> <u>施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括を行います。</u> <u>避難所の管理・運営の申し合わせを調整します。</u></p>																			
<p>総務班</p>	<p><u>運営委員会の事務局として、運営会議の開催に関する事務を行います。</u> <u>要配慮者や女性に配慮した避難所のレイアウトを設定、変更や避難所における生活ルールを作成します。</u></p>																			
<p>情報班 (兼警備)</p>	<p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。 把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入り込まないよう警備を行います。 罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p>																			
組 織	役 割																			
<p>広域避難所運営委員会 ・自治会代表者 ・施設管理者 ・各班長 ・市職員など</p>	<p>①市災害対策本部からの情報の伝達 ②避難所生活でのルール徹底 ③避難者からの要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議 ④各班の作業内容等の確認 ⑤各班の作業にあたっての要望等を取りまとめ、市災害対策本部と協議</p>																			
<p>情報班（兼警備）</p>	<p>避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入りこまないよう警備を行います。 また、罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。</p>																			
<p>要配慮者班</p>	<p>避難所に避難した要配慮者を把握します。要配慮者については、原則として家族が介護を行いますが、困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。 また、避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告を行います。</p>																			
<p>救護清掃班</p>	<p>避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。 医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行うとともに、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。</p>																			

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	<p>要配慮者班</p>	<p>避難所に避難した要配慮者を把握します。 要配慮者については、原則として家族が介護を行うこととなりますが、困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。(性別による、配慮やニーズがあることを把握します。) 避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。</p>	<p>給食給水班 (兼物品配分)</p>	<p>市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じ炊き出し及びろ水機を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行います。 また、広域避難所へ配送された食料及び物品等については、受払簿等により管理し、搬入、仕分け、保管及び配分を行います。</p>
	<p>救護清掃班</p>	<p>避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。 ごみの処理、集積場の設置等、ごみに関することを取り扱います。 仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。 医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行います。</p>	<p>民間ボランティア</p>	<p>民間ボランティアは、各広域避難所運営委員会の指示の下、避難所運営にあたりますが、活動分野別に次のようなグループが考えられます。</p>
	<p>給食給水班 (兼物品配分)</p>	<p>市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じ炊き出し及び応急給水口取り扱いやろ水機等を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序に必要な活動を行います。 広域避難所へ配送された食料及び物品等については、「物資管理簿」により管理し、搬入、仕分け、</p>	<p>要配慮者支援グループ</p>	<p>要配慮者については、原則として家族が介護を行います。が、広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。</p>
			<p>救護清掃支援グループ</p>	<p>広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。 また、医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。</p>
			<p>給食給水支援グループ</p>	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。</p>
			<p>物品搬入、仕分け支援グループ</p>	<p>広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。 また、救援物資として地域内輸送拠点(救援物資ターミナル)及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品目ごとの仕分け及び保管場所への保管を行います。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前
		保管及び配分を行います。	
	民間ボランティア	民間ボランティアは、各広域避難所運営委員会の指示の下、避難所運営にあたるが、活動分野別に次のようなグループが考えられます。	
	要配慮者支援グループ	要配慮者については、原則として家族が介護を行いますが、広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。	
	救援清掃支援グループ	広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送します。 医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。	
	給食給水支援グループ	広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。	
	物品搬入、仕分け支援グループ	広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。 救援物資として救援物資ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品ごと	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
98	<p data-bbox="456 268 976 296">の仕分け及び保管場所への保管を行います。</p> <p data-bbox="199 411 508 440">第3 広域避難所の運営</p> <p data-bbox="199 459 703 488">2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p data-bbox="215 507 533 536">(1) 初動期 (1日～3日)</p> <p data-bbox="199 555 875 584"><u>キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施</u></p> <p data-bbox="199 603 1055 679"><u>(ア) 停電、断水、排水管や下水管、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</u></p> <p data-bbox="199 699 1055 775"><u>(イ) 使用できない場合は、水洗トイレの使用を速やかに中止徹底し、携帯トイレの設置を行います。</u></p> <p data-bbox="199 794 1055 871"><u>(ウ) 携帯トイレの使用により発生した廃棄物は、可燃物として処理するため、廃棄場所を定め、周知します。</u></p> <p data-bbox="199 890 1055 1018"><u>(エ) 仮設トイレを組み立てます。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮し、夜間であれば、発電機・投光機をセットします。</u></p>	<p data-bbox="1081 411 1391 440">第3 広域避難所の運営</p> <p data-bbox="1081 459 1585 488">2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p data-bbox="1097 507 1415 536">(1) 初動期 (1日～3日)</p> <p data-bbox="1081 555 1848 584"><u>キ 仮設トイレの設置等必要な措置を市災害対策本部へ要請</u></p> <p data-bbox="1081 603 1937 730"><u>(ア) 仮設トイレを組み立てます。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保して、使用します。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮します。)</u></p> <p data-bbox="1081 750 1758 778"><u>(イ) 夜間であれば、発電機・投光機をセットします。</u></p>
100	<p data-bbox="199 1085 398 1114">3 ペット対策</p> <p data-bbox="199 1133 1055 1308">避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p data-bbox="199 1327 1055 1356">また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応す</p>	<p data-bbox="1081 1085 1281 1114">3 ペット対策</p> <p data-bbox="1081 1133 1937 1308">避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「広域避難所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p data-bbox="1081 1327 1937 1356">また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応す</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
102	<p>るため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</p> <p><u>4 電源の確保</u></p> <p><u>避難所等における電力供給手段の確保策として、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等を活用します。</u></p> <p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p><u>県は、大規模災害が発生し災害救助法が適用された場合、法で定められた期間内に当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行います。</u></p> <p><u>応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）があり、県による被災者への応急仮設住宅の提供は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。</u></p> <p><u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとします。</u></p> <p><u>5 住宅の障害物の除去</u></p> <p><u>(1) 障害物の除去が受けられる者</u></p>	<p>るため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</p> <p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p><u>災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の供与等、及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施します。</u></p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
103	<p><u>半壊又は半焼し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者。</u></p> <p><u>(2) 障害物の除去の範囲</u></p> <p><u>居室・炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。</u></p> <p><u>6 協力要請</u></p> <p>応急仮設住宅の建設、<u>住宅の応急修理及び障害物の除去</u>については、協定締結先等の協力を求めます。</p> <p>(5) 福祉施設への収容</p> <p>ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる施設を福祉避難所として、家族単位により収容します。</p> <p><u>(ア) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ (イ) 市下中老人憩の家</u></p> <p><u>(ウ) 市川東タウンセンターマロニエ (エ) 市城北タウンセンターいずみ</u></p>	<p><u>5 協力要請</u></p> <p>応急仮設住宅の建設<u>及び</u>住宅の応急修理については、協定締結先等の協力を求めます。</p> <p>(5) 福祉施設への収容</p> <p>ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。</p> <p><u>(ア) 市社会福祉センター (イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ</u></p> <p><u>(ウ) 市鳴宮ケアセンター (エ) 市前羽福祉館</u></p> <p><u>(オ) 市下中老人憩の家 (カ) 市立保育所 (5 施設)</u></p>
105	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動</p>	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等に関する活動</p> <p>3 防疫対策</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
106	<p>3 防疫対策</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>被災地等における防疫対策は、<u>小田原市薬剤師会と協力し</u>、市が実施します。ただし、災害の状況により市が実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。</p> <p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 災害廃棄物等対策組織</p> <p>市は、地震発生時<u>に</u>災害廃棄物等対策組織を設置します。災害廃棄物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。</p> <p>ウ 基本方針</p> <p>(ア) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、<u>仮置場での</u>一時保管(施設復旧後に市の施設で処理)あるいは、近隣市町村への応援要請等の対策を検討します。</p>	<p>(1) 実施機関</p> <p>被災地等における防疫対策は、市が実施します。ただし、災害の状況により市が実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。</p> <p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物<u>等</u>処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 災害廃棄物等対策組織</p> <p>市は、地震発生時<u>の</u>災害廃棄物等対策組織を設置します。災害廃棄物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。</p> <p>ウ 基本方針</p> <p>(ア) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管(施設復旧後に市の施設で処理)あるいは、近隣市町村への応援要請等の対策を検討します。</p>
107	<p>(3) 復興に向けた対策</p> <p>ア 市の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は所</p>	<p>(3) 復興に向けた対策</p> <p>ア 市の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は所</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
108	<p>有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と仮置場への運搬を発注します。なお、対象家屋は個人所有の住宅に限りますが、補助交付要綱に従うものとします。</p> <p>イ 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、コンクリートがら、金属くず、柱角材、その他を最大限分別し、再利用・再資源化を推進します。このため、解体撤去時から分別の指導を行います。</p> <p>ウ 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための、仮置場を確保し、運用します。</p> <p>エ 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能なかぎり推進し、最終処分量の減量を図ります。</p> <p>第3 遺体の取扱い等</p> <p>災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>扱い</u>について、次の方法により実施します。</p> <p>3 遺体の<u>取扱い</u></p> <p>(5) 身元確認</p> <p>イ 身元不明者の身元確認のため、<u>市は</u>（一社）神奈川県歯科医師会への協力要請を行い、県警察は神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。</p> <p>ウ 市は、検案の終了した遺体について、「遺体<u>取扱い票</u>」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。</p> <p>(6) 遺体の<u>安置・引渡し</u></p>	<p>有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と仮保管場所への運搬を発注します。なお、対象家屋は個人所有の住宅に限りますが、補助交付要綱に従うものとします。</p> <p>イ 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、<u>木くず、その他可燃物、コンクリート塊</u>、金属くず、その他<u>不燃物、以上</u>を最大限分別し<u>た後の混合廃棄物の6区分に分別し</u>、再利用・再資源化を推進します。このため、解体撤去時から分別の指導を行います。</p> <p>ウ 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための、仮保管場所を確保し、運用します。</p> <p>エ 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能なかぎり推進し、最終処分量の削減を図ります。</p> <p>第3 遺体の<u>処理</u>等</p> <p>災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>処理</u>について、次の方法により実施します。</p> <p>3 遺体の<u>取扱</u></p> <p>(5) 身元確認</p> <p>イ <u>市は、</u>身元不明者の身元確認のため、（一社）神奈川県歯科医師会への協力要請を行い、<u>また、</u>県警察は、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。</p> <p>ウ 市は、検案の終了した遺体について、「遺体<u>処理票</u>」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。</p> <p>(6) 遺体の引渡し</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
109	<p>ア 市は、県警察と協力して、遺体の<u>調査・検視</u>及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。</p> <p><u>オ 広域的な甚大な被害により、他自治体の火葬場も使用できず、かつ遺族等の引取り者がいない遺体については、市は一時的に土地を借り上げ、その遺体を仮埋葬し、火葬場が復旧した段階で、その遺体を掘り起し火葬の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。</u></p> <p><u>4 遺体収容施設での防疫対策</u></p> <p><u>遺体収容施設での感染症等の発生及び流行の防止を図る対策を実施します。</u></p> <p><u>実施機関、実施方法は「第1 保健衛生 3 防疫対策」に準じます。</u></p> <p><u>5 資器材の調達等</u></p> <p>市は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布、<u>消毒・防疫薬剤</u>等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。</p> <p><u>6 遺族への対応</u></p> <p><u>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなった場合、障がい者のみとなった場合、高齢者のみとなった場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</u></p> <p><u>これらに該当する遺族を含め、遺族に対しまして、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</u></p> <p><u>7 広報</u></p>	<p>ア 市は、県警察と協力して、遺体の<u>見分</u>・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。</p> <p>(追加)</p> <p><u>4 資器材の調達等</u></p> <p>市は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。</p> <p><u>5 広報</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
114	<p><u>8</u> 広域火葬応援体制</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。</p> <p>特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。</p> <p><u>また、国や県への物資の要請、受入れ、配送は、物資調達・支援システムを利用し、迅速に実施します。</u></p> <p><u>1 プッシュ型支援</u></p> <p><u>大規模災害発災当初は、市において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、市のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。</u></p> <p><u>国が県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目等）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送を行います。</u></p> <p><u>(1) 基本8品目</u></p> <p><u>ア 食料</u></p> <p><u>イ 毛布</u></p> <p><u>ウ 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u></p>	<p><u>6</u> 広域火葬応援体制</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。</p> <p>特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。</p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
118	<p><u>エ 乳児・小児用おむつ</u> <u>オ 大人用のおむつ</u> <u>カ 携帯トイレ・簡易トイレ</u> <u>キ トイレットペーパー</u> <u>ク 生理用品</u></p> <p><u>2</u> 受け入れ (略)</p> <p><u>3</u> 受け入れ方法 (略)</p> <p><u>4</u> 人員配置 (略)</p> <p><u>5</u> 物資の輸送及び配分 (略)</p> <p>第6 保育所等における応急対策 (2) 保育所等での対応 ア 入所児童以外の受入れについて 入所児童以外の児童については、<u>必要に応じ、受入れの可否について</u> 検討します。</p>	<p><u>1</u> 受け入れ (略)</p> <p><u>2</u> 受け入れ方法 (略)</p> <p><u>3</u> 人員配置 (略)</p> <p><u>4</u> 物資の輸送及び配分 (略)</p> <p>第6 保育所等における応急対策 (2) 保育所等での対応 ア 入所児童以外の受入れについて 入所児童以外の児童については、<u>可能な限り受入れ、保育するよう</u>検 討します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
131	<p>第11節 広域的応援体制</p> <p>市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援体制をとります。</p> <p><u>また、市受援計画に基づき、平時から応援受入体制を整え、災害発生時も適切に外部の職員と協力し、市職員の健康管理も考慮しながら災害対策を行います。</u></p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。</p> <p><u>総務省の応急対策職員派遣制度</u>による支援を円滑に受け入れるために、県へニーズの迅速な要望や内部調整を行います。</p>	<p>第11節 広域的応援体制</p> <p>市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援体制をとります。</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。</p> <p><u>平成30年3月に制度化された国の被災市区町村応援職員確保システム</u>による支援を円滑に受け入れるために、県へニーズの迅速な要望や内部調整を行います。</p>
139	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧 <u>対策</u></p> <p><u>第1 災害復旧計画の策定</u></p> <p><u>(1) 災害復旧計画策定の基本方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 公共施設等災害復旧計画の策定項目</u></p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧 <u>計画の策定</u></p> <p><u>第1 災害復旧計画策定の基本方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</u></p> <p>(略)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
140	<p>(略)</p> <p><u>第2 国又は県による復旧の代行制度の活用</u></p> <p><u>市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復旧復興のために必要があると認めるときは、市に代わり国又は県が工事を行うことができる権限代行制度を活用し、国又は県に工事の代行を要請します。</u></p> <p>第2節 復興体制の整備</p> <p>大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。<u>また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興の考え方を整理し、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いま</u><u>ちを目指します。</u></p>	<p>第2節 復興体制の整備</p> <p>大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。</p>
146	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第6 罹災証明の<u>交付</u></p> <p>3 <u>交付</u>手続き</p> <p>罹災証明書の<u>交付</u>事務は、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>イ 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、罹災証明台帳で確認することにより<u>交付</u>します。</p> <p>5 証明手数料</p> <p>罹災証明書及び罹災届出証明書の<u>交付</u>手数料は無料とします。</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p>	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第6 罹災証明の<u>発行</u></p> <p>3 <u>発行</u>手続き</p> <p>罹災証明書の<u>発行</u>事務は、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>イ 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、罹災証明台帳で確認することにより<u>発行</u>します。</p> <p>5 証明手数料</p> <p>罹災証明書及び罹災届出証明書の<u>発行</u>手数料は無料とします。</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
157	<p>被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明します。</p> <p><u>また、過去の災害の事例を参考に、罹災証明書の交付や、被災者生活再建支援金の支給申請、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けなど、各種申請や相談を総合的に対応できる窓口の体制づくりに努めます。</u></p> <p>第6章 東海地震に関する事前対策 第2節 予防対策 第3 東海地震に関連する情報の知識の普及 2 市民等に対する教育・広報 (1) 防災教育・広報の実施方針 防災教育・広報は、<u>広報小田原</u>、パンフレット等により広く市民等に周知するとともに、自主防災組織及び事業所等を活用し、次の教育・広報内容を基に、実情に即した教育・広報を実施します。</p>	<p>被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明します。</p> <p><u>また、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。</u></p> <p>第6章 東海地震に関する事前対策 第2節 予防対策 第3 東海地震に関連する情報の知識の普及 2 市民等に対する教育・広報 (1) 防災教育・広報の実施方針 防災教育・広報は、<u>広報紙</u>、パンフレット等により広く市民等に周知するとともに、自主防災組織及び事業所等を活用し、次の教育・広報内容を基に、実情に即した教育・広報を実施します。</p>
159	<p>第5 警戒宣言発令時の行動指針 (7) 非常持出品の準備 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッ</u></p>	<p>第5 警戒宣言発令時の行動指針 (7) 非常持出品の準備 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
163	<p><u>テリー</u>等、いつでも持ち出せるように準備します。</p> <p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p>ア 防災行政無線 イ 戸別受信機 ウ J:COM 防災情報サービス</p> <p>エ 防災メール オ テレホンサービス</p> <p>カ J:COM チャンネル小田原データ放送 キ FMおだわら</p> <p>ク 市ホームページ ケ 緊急速報メール コ <u>市SNS</u></p> <p>サ 広報車、消防車両等 シ 電話・ファクシミリ <u>ス Jアラート</u></p> <p><u>セ Lアラート</u> <u>ソ yahoo!防災速報アプリ</u></p>	<p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p>ア 防災行政無線 イ 戸別受信機 ウ J:COM 防災情報サービス</p> <p>エ 防災メール オ テレホンサービス</p> <p>カ J:COM チャンネル小田原データ放送 キ FMおだわら</p> <p>ク 市ホームページ ケ 緊急速報メール コ SNS</p> <p>サ 広報車、消防車両等 シ 電話・ファクシミリ</p>
165	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>ア 避難は地域ごとに行動し、原則として、自動車は使用しない。</p> <p>イ 収容施設以外の場所に避難する場合は、あらかじめ自主防災組織の長に報告する。</p> <p>ウ 服装、履物は活動しやすいものとし、ヘルメット、頭巾等を着用する。</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、貴重品及び最小限の衣類、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等を携行する。</p>	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>ア 避難は地域ごとに行動し、原則として、自動車は使用しない。</p> <p>イ 収容施設以外の場所に避難する場合は、あらかじめ自主防災組織の長に報告する。</p> <p>ウ 服装、履物は活動しやすいものとし、ヘルメット、頭巾等を着用する。</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、貴重品及び最小限の衣類等を携行する。</p> <p>オ ガスの元栓を締める等、火気の安全を確認する。</p> <p>カ 戸締まりを完全にし、盗難防止に努める。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
176	<p>オ ガスの元栓を締める等、火気の安全を確認する。</p> <p>カ 戸締まりを完全にし、盗難防止に努める。</p> <p>キ 要配慮者の避難に協力する。</p> <p>ク 電気ブレーカーを落とす。</p> <p>第21 救援対策等</p> <p>1 食料、生活必需品、医薬品等の確保</p> <p>(4) 医薬品等調達体制の確認</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに「<u>災害用医薬品の確保及び抛出</u>に関する協定書」(協定2-2)を締結している小田原薬剤師会に連絡をとり、調達体制の確認をするとともに、<u>医薬品受け渡しに備えるよう依頼します。</u></p>	<p>キ 要配慮者の避難に協力する。</p> <p>ク 電気ブレーカーを落とす。</p> <p>第21 救援対策等</p> <p>1 食料、生活必需品、医薬品等の確保</p> <p>(4) 医薬品等調達体制の確認</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに「<u>医薬品等の調達</u>に関する協定書」(協定2-1)を締結している卸売業者等に連絡をとり、調達体制の確認をするとともに、<u>保有数量、保管場所及び責任者等の把握に努めます。</u></p>

頁	改正後	改正前
178	<p><u>第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>第2 推進計画の位置づけ</u></p> <p><u>この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものです。</u></p> <div data-bbox="197 654 1048 986" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p> <pre> graph TD A[南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法] --- B[南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (中央防災会議)] A --- C[南海トラフ地震防災対策推進計画 (本計画)] </pre> </div> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。</p> <p><u>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海ト</u></p>	<p><u>第7章 南海トラフ地震に関する防災対策</u></p> <p><u>第1節 対策の目的</u></p> <p><u>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。</u></p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。</p>

頁	改正後	改正前								
	<p><u>ラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</u></p> <p><u>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</u></p> <p><u>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成24年8月に発表された本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</u></p> <p><u>1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる本市の被害想定</u></p> <table border="1" data-bbox="201 882 1032 1031"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 882 407 981">最大震度</th> <th data-bbox="407 882 613 981">最大津波高</th> <th data-bbox="613 882 819 981">最短津波到達時間</th> <th data-bbox="819 882 1032 981">浸水面積 (浸水深30cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 981 407 1031">6弱</td> <td data-bbox="407 981 613 1031">4メートル</td> <td data-bbox="613 981 819 1031">28分</td> <td data-bbox="819 981 1032 1031">30ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の被害想定</u></p> <p><u>「第1編 第1章 第3節 地震被害の想定」参照</u></p>	最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)	6弱	4メートル	28分	30ヘクタール	<p>(新規)</p>
最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)							
6弱	4メートル	28分	30ヘクタール							

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。</p> <p><u>第2節 南海トラフ地震に関する情報</u></p> <p><u>南海トラフ沿いでは、1854年には安政東海地震と安政南海地震が約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震の発生後には、約2年間の間隔を置いて1946年に南海地震が発生するなど、東側と西側の領域でマグニチュード8以上の地震が時間差で発生しています。</u></p> <p><u>このため、南海トラフ地震の想定震源域の西側で大地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合を想定し、以下のとおり時間差発生に備えた対策に取り組みます。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生し、市内で震度5弱以上が観測された場合については、「第4章 災害時の応急活動対策」及び「第7章 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に基づき、応急活動対策を実施します。</u></p>	<p>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。</p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
180	<p>第<u>1</u> 南海トラフ地震に関連する情報について</p> <p>気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表します。</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。</p> <p>「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。</p> <p><u>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</u></p> <p><u>第1 時間差発生に備えた防災対応の基本的な考え方</u></p> <p><u>地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難です。そのため、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方のもと、防災対応を行います。</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、後発地震の発生等に備え、次</u></p>	<p>第<u>4</u> 南海トラフ地震に関連する情報について</p> <p>気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表します。</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。</p> <p>「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。</p> <p>（新規）</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>のとおり災害応急対策を実施します。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</u> <u>市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えた準備行動をとることとし、市は、第2の定めるところにより対応するものとします。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u> <u>後発地震に備え、1週間、明らかに被災するリスクが高い事項については回避する防災対応（巨大地震警戒対応）をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することとします。</u> <u>巨大地震警戒対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第3の定めるところにより対応するものとします。</u> <u>・後発地震が発生してからでは避難が間に合わないおそれがある市民等の避難及び施設等の従業員、利用者等の安全確保</u> <u>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</u> <u>・行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設、設備等の点検</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応（巨大地震注意対応）をとることとします。</u></p> <p><u>巨大地震注意対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第4の定めるところにより対応するものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</u> <u>・行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設、設備等の点検</u> <p><u>2 関係機関による相互連携</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置の実施に努めます。</u></p> <p><u>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表します。</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>その後、気象庁は、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意又は調査終了）として発表します。</u></p> <p><u>2 小田原市防災対策連絡会等の開催</u></p> <p><u>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、小田原市防災対策連絡会（南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に、市内で発生した地震や相模湾・三浦半島に発表された津波警報等に基づき、災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議）を開催し、発表情報及び今後の対応について伝達・確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に備えた準備行動をとるとともに、関係機関等との情報受伝達体制の確保を図ります。</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常時配備体制のうち、準備体制または1号体制をとり、対応に係る職員は緊急参集します。</u></p> <p><u>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>震臨時情報（巨大地震警戒）を公表します。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達</u></p> <p><u>国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</u></p> <p><u>市は、国からの災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を庁内で共有するとともに、市民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線、緊急速報メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容や具体的に取るべき行動を正確かつ広範に伝達します。</u></p> <p><u>また、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努めます。</u></p> <p><u>(1) 国による国民への呼びかけ</u></p> <p><u>国は、次のとおり国民への呼びかけを実施します。</u></p> <p><u>■国民への呼びかけ（イメージ）</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>自治体の避難情報等に注意しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、津波の危険性が高い地域のうち避難が間に合わない地域では、1週間避難を継続するなど身の安全を確保してください。</u></p> <p><u>(2) 市による市民等への呼びかけ</u></p> <p><u>市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。</u></p> <p><u>■日頃からの地震への備えを再確認すべき旨の呼びかけ（イメージ）</u></p> <p><u>平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認しましょう。</u></p> <p><u>3 災害対策本部等の設置等</u></p> <p><u>市は、非常時配備体制のうち、動員3号体制をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</u></p> <p><u>市は、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有する</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

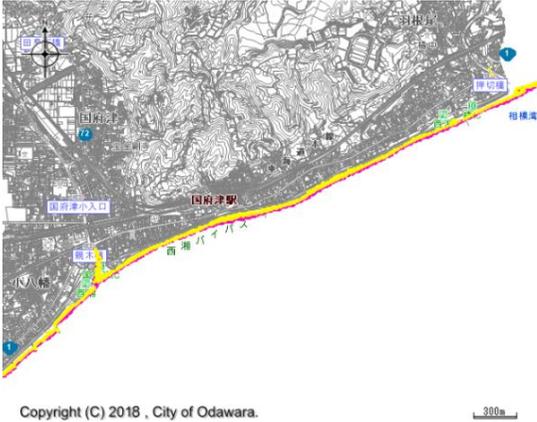
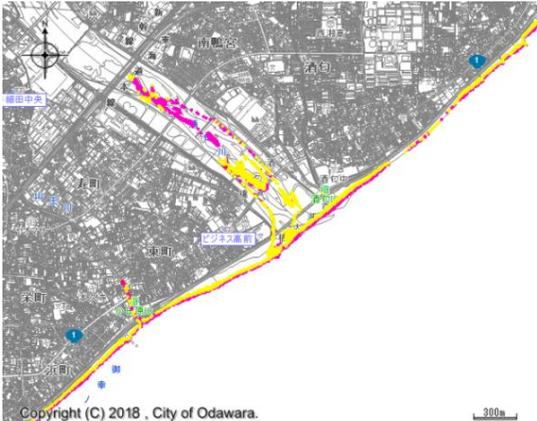
頁	改正後	改正前
	<p><u>とともに、当面の活動方針を決定します。災害対策本部会議での意思決定を補佐するため、災害対策本部分担業務に基づき対応します。</u></p> <p><u>また、市以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整えます。</u></p> <p><u>4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の市民等への周知</u></p> <p><u>市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第1編 第4章 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」を準用します。</u></p> <p><u>また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、本部事務局情報員を配置します。</u></p> <p><u>5 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>(1) 対応状況の収集・伝達</u></p> <p><u>市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の状況を具体的に把握するため、災害対策本部各部及び防災関係機関の対応状況等を、電話、電子メール等により収集します。市は、収集した情報を集約し、災害対策本部会議で報告するとともに、各避難所のほか、必要に応じて関係機関に情報</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

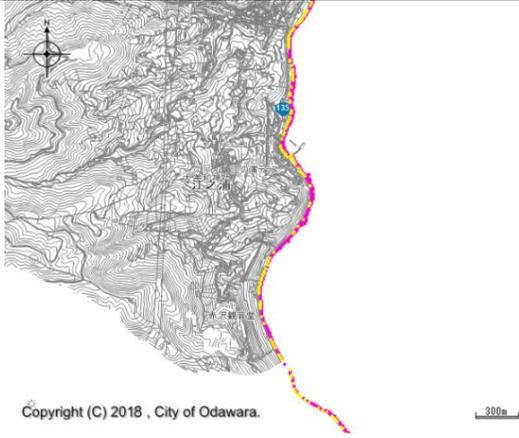
頁	改正後	改正前
	<p><u>提供します。</u></p> <p><u>(2) 避難状況の収集・報告</u></p> <p><u>被災者支援チームは、開設された避難所に配置する職員からMCA無線等により次の情報を収集、集約し、災害対策本部の本部事務局に報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供します。</u></p> <p><u>ア 避難者数（避難行動要支援者数を含む）</u></p> <p><u>イ 避難所の対応状況（避難者のニーズを含む）</u></p> <p><u>ウ その他必要な事項</u></p> <p><u>6 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間（7日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。</u></p> <p><u>発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間（14日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとします。</u></p> <p><u>7 避難対策等</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時避難施設への避難を呼びかけます。</u></p> <p><u>大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、後発地震に備え、次のとおり避難対策を講じます。</u></p> <p><u>(1) 事前避難対象地域の設定</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震が発生してからでは、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域を、後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「事前避難対象地域」という。）とします。南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定（下図参照）によれば、本市の津波浸水想定区域は主に砂浜や岩礁帯等の海岸線及び酒匂川ほかの河川区域であり、津波浸水想定区域に住居がないため、事前避難対象地域は設定しないこととします。</u></p> <p><u>■南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定（出典：内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の「第二次報告」（平成24年8月）による。）</u></p> <p><u>※神奈川県にとって最大の津波高となるケース①（「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域、分岐断層」を設定）の津波</u></p>	

頁	改正後	改正前
	 <p>Copyright (C) 2018 , City of Odawara. 300m</p> <p>①羽根尾～小八幡</p>  <p>Copyright (C) 2018 , City of Odawara. 300m</p> <p>②小八幡～浜町</p>	

頁	改正後	改正前
	 <p>Copyright (C) 2018, City of Odawara.</p> <p>300m</p> <p>③本町～石橋</p>  <p>Copyright (C) 2018, City of Odawara.</p> <p>300m</p> <p>④石橋～根府川</p>	

頁	改正後	改正前
	 <p>Copyright (C) 2018, City of Odawara.</p> <p>⑤江之浦</p> <p>(2) 避難所の開設の検討</p> <p>市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、一部公共施設について、避難所としての開設を検討します。</p> <p>(3) 避難所の運営</p> <p>市は、一部公共施設の避難所を開設した場合、避難所に職員を配置し、避難者等の協力のもと避難所の運営を行います。</p> <p>災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していることが想定されることから、避難者は自ら必要なものは自ら確保す</p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>ることとします。</u></p> <p><u>市の保有している、防災備蓄倉庫及び各広域避難所等に備蓄している食料及び生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、加えて上記のような社会状況も踏まえ、避難者は、非常用持出品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商業施設等で、各自が購入することとします。</u></p> <p><u>8 関係機関のとりべき措置</u></p> <p><u>関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、後発地震に備え、以下のとおり活動します。</u></p> <p><u>(1) 消防機関等の活動</u></p> <p><u>消防機関は、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点に必要な措置を行います。</u></p> <p><u>ア 後発地震に備えての消防部隊、人員の増強</u></p> <p><u>イ 消防施設、装備の点検及び水利の確保</u></p> <p><u>ウ 出火防止、初期消火等の広報の実施</u></p> <p><u>エ 救急病院等の診療情報の収集</u></p> <p><u>オ その他必要な措置</u></p> <p><u>(2) 警備対策</u></p> <p><u>警察は、後発地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するお</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>そのある混乱及び各種の犯罪を防止するため、次の事項を重点に必要な措置を行います。</u></p> <p><u>ア 正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>イ 不法事案等の予防及び取締り</u></p> <p><u>ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>(3) 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>ア 上水道</u></p> <p><u>市は、日頃より貯水量確保のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</u></p> <p><u>また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>イ 下水道</u></p> <p><u>市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>ウ 電気</u></p> <p><u>電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置等、必要な電力を供給</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>する体制を確保し、応急措置を実施します。</u></p> <p><u>エ ガス</u></p> <p><u>ガス事業者は、ガスの供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施等、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。</u></p> <p><u>オ 通信</u></p> <p><u>電気通信事業者は、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。</u></p> <p><u>カ 放送</u></p> <p><u>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、防災関係機関と協力して、推進地域内の市民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、市民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めます。</u></p> <p><u>また、放送事業者は、後発地震の発生に備え、関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応できる体制の確保を図ります。</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>(4) 金融対策</u></p> <p><u>金融機関は、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、キャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努めます。</u></p> <p><u>(5) 交通</u></p> <p><u>ア 道路</u></p> <p><u>警察は、運転者のとるべき行動について市民等に周知します。</u></p> <p><u>イ 海上</u></p> <p><u>海上保安庁は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、次のとおり必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>① 直ちに巡視船艇・航空機を発動し、海事関係者・在泊（航行）船舶・沿岸でマリレジャー等を行っている者に対して、南海トラフ地震情報の伝達及び避難準備を指導</u></p> <p><u>② 港内で荷役中の船舶に対して、荷役中止準備を指導</u></p> <p><u>③ 海域における工事・作業・行事の中止準備及び機材の流出防止等の措置の実施を指導</u></p> <p><u>④ マリーナ、漁港の管理者に対してプレジャーボート等船舶、定置網等の流出防止措置等の実施を指導</u></p> <p><u>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について、港湾施</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>設関係者等に迅速かつ的確に伝達するとともに、後発地震に備え必要な情報の提供に努めます。</u></p> <p><u>ウ 鉄道</u></p> <p><u>鉄道事業者は、駅施設内の旅客及び列車内旅客に対し、駅内放送、車内放送、掲示等により同情報の内容等を伝達するとともに、安全性に留意しつつ、極力運行を継続します。</u></p> <p><u>なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。</u></p> <p><u>(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u></p> <p><u>ア 道路・河川等</u></p> <p><u>市は、施設の保守点検、資機材の点検・確保、災害応急対策の内容及び実施手順の確認等を行い、応急復旧体制を整えます。</u></p> <p><u>また、工事中の施設については、安全確保上、実施すべき措置を講ずるものとします。</u></p> <p><u>イ 公共施設</u></p> <p><u>市は、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、避難誘導等の後発地震発生時の対応について確認するとともに、施設の一時</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>利用停止などの対応を検討します。</u></p> <p><u>また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす施設については、非常用発電機の点検、飲料水及び食料等の備蓄、通信手段の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとします。</u></p> <p><u>9 関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、社会活動を維持し、社会の混乱を防止するとともに、後発地震の発生に備えた互いの防災対応が調和を図りながら実行できるよう、また、後発地震発生時に各機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、互いに連携協力するものとします。</u></p> <p><u>なお、後発地震発生後の関係者との連携協力については「第4節 関係者との連携協力の確保」によるものとします。</u></p> <p><u>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆ</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>つくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を公表します。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達</u></p> <p><u>国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</u></p> <p><u>市は、国からの災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）を庁内で共有するとともに、市民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線、緊急速報メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容や具体的に取るべき行動を正確かつ広範に伝達します。</u></p> <p><u>また、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努めます。</u></p> <p><u>(1) 国による国民への呼びかけ</u></p> <p><u>国は、次のとおり国民への呼びかけを実施します。</u></p> <p><u>■国民への呼びかけ（イメージ）</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間地震に備えてください。</u></p> <p><u>(2) 市による市民等への呼びかけ</u></p> <p><u>市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。</u></p> <p><u>■日頃からの地震への備えを再確認すべき旨の呼びかけ（イメージ）</u></p> <p><u>平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認しましょう。</u></p> <p><u>3 小田原市防災対策連絡会の開催</u></p> <p><u>市は、非常時配備体制のうち、1号または2号体制をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</u></p> <p><u>市は、小田原市防災対策連絡会を開催し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。</u></p> <p><u>また、市以外の機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整えます。</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された時の市民等への周知</u></p> <p><u>市は、市民等に「日頃からの地震への備え」について防災行政無線等を通じて周知します。</u></p> <p><u>市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第1編 第4章 第1節 第5 災害広報の実施」を準用します。</u></p> <p><u>また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるような体制を取ります。</u></p> <p><u>5 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
184	<p><u>の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとしします。</u></p> <p><u>当該期間（以下「南海トラフ地震注意対応期間」という。）を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとしします。</u></p> <p><u>市は、南海トラフ地震注意対応期間を経過した場合は、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るべき旨を市民等に対し呼びかけます。</u></p> <p>■通常の生活に戻るべき旨の呼びかけ（イメージ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。</u></p> <p><u>地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。</u></p> </div> <p><u>6 各機関のとりべき措置</u></p> <p><u>各機関は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認します。</u></p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材の配備手配</p> <p>災害応急対策等に必要な資機材については、「第1編 第3章 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用します。</p>	<p>第2節 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 物資等の調達手配</p> <p>災害応急対策等に必要な資機材 <u>及び人員</u>については、「第1編 第</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
185	<p>第2 他機関に対する応援要請 他機関に対する応援要請については、「第1編 第4章 第1.1節 広域的応援体制」を準用します。</p> <p>第3 帰宅困難者への対応 帰宅困難者への対応については、「第1編 第4章 第3節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 <u>第1 津波からの防護</u> <u>津波からの防護については、「第1編 第2章 第4節 津波対策」を準用します。</u></p>	<p>3章 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用します。</p> <p>2 人員の配置 人員の配置については、「第1編 第4章 第1節 第3 動員計画」を準用します。</p> <p>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置については、「第1編 第1章 第5節 第2 防災関係機関の実施責任」を準用します。</p> <p>第2 他機関に対する応援要請 他機関に対する応援要請については、「第1編 第4章 第1.1節 広域的応援体制」を準用します。</p> <p>第3 帰宅困難者への対応 帰宅困難者への対応については、「第1編 第4章 第3節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 市の体制に関しては今後、推進計画として定めてまいります。 <u>第1 津波からの防護</u> <u>津波からの防護については、「第1編 第2章 第4節 津波対策」を準用します。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>第2 津波に関する情報の伝達等</u> 津波に関する情報の伝達等については、「第1編 第2章 第4節 第5 伝達監視体制の整備」を準用します。</p> <p><u>第3 避難指示等の発令基準</u> 地域住民に対する避難情報の発令基準は、「第1編 第4章 第3節 第1 避難情報」を準用します。</p> <p><u>第4 避難対策等</u> 避難対策については、「第1編 第2章 第4節 第6 避難対策」及び「第4章 第3節 避難対策」を準用します。</p> <p><u>第5 消防機関等の活動及び迅速な救助</u> 消防機関等の活動及び迅速な救助については、「第1編 第3章 第3節 救助・救急、消火活動の体制の充実」を準用します。</p> <p><u>第6 上下水道、電気、ガス、通信関係</u> 上下水道、電気、ガス、通信関係については、「第1編 第2章 第6節 ライフラインの安全対策」、「第3章 第13節 ライフラインの応急復旧対策」及び「第4章 第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用します。</p> <p><u>第7 交通</u> 交通については、「第1編 第3章 第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」及び「第4章 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用します。</p> <p><u>第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u> 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第1編</p>	<p><u>第2 津波に関する情報の伝達等</u> 津波に関する情報の伝達等については、「第1編 第2章 第4節 第3 伝達監視体制の整備」を準用します。</p> <p><u>第3 避難指示等の発令基準</u> 地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、「第1編 第4章 第3節 避難対策」を準用します</p> <p><u>第4 避難対策等</u> 避難対策については、「第1編 第2章 第4節 第5 避難対策」及び「第4章 第3節 避難対策」及びを準用します。</p> <p><u>第5 消防機関等の活動及び迅速な救助</u> 消防機関等の活動及び迅速な救助については、「第1編 第2章 第4節 第5 避難対策」を準用します。</p> <p><u>第6 水道、電気、ガス、通信関係</u> 水道、電気、ガス、通信関係については、「第1編 第2章 第6節 ライフラインの安全対策」、「第3章 第13節 ライフラインの応急復旧対策」及び「第4章 第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用します。</p> <p><u>第7 交通</u> 交通については、「第1編 第3章 第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」及び「第4章 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用します。</p> <p><u>第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u> 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第1編</p>

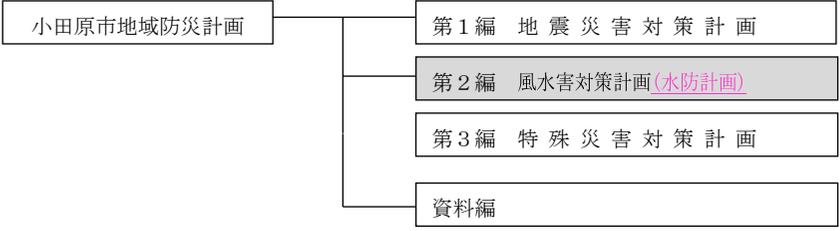
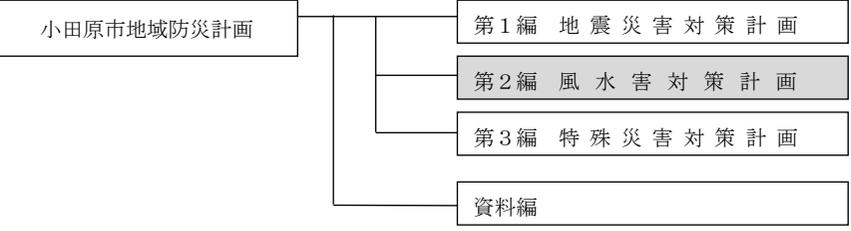
令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
186	<p><u>第6章 第3節 第11 市が管理又は運営する施設に関する対策</u>を準用します。</p> <p>第<u>6</u>節 南海トラフ地震防災対策計画 (略)</p> <p>第<u>7</u>節 防災訓練計画 (略)</p> <p>第<u>8</u>節 地震防災上必要な教育に関する計画 第<u>1</u> <u>市民等</u>に対する教育 (略) 第<u>2</u> 児童生徒等に対する教育 (略) 第<u>3</u> 職員に対する教育 (略)</p>	<p><u>第6章 第3節 第11 市が管理又は運営する施設に関する対策</u>を準用します。</p> <p>第<u>9</u> <u>迅速な救助</u> <u>迅速な救助については、「第1編 第3章 第3節 救助・救急、消火活動の体制の充実」を重用します。</u></p> <p>第<u>4</u>節 南海トラフ地震防災対策計画 (略)</p> <p>第<u>5</u>節 防災訓練計画 (略)</p> <p>第<u>6</u>節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第<u>1</u> 職員に対する教育 (略) 第<u>2</u> <u>住民</u>に対する教育 (略) 第<u>3</u> 児童生徒等に対する教育 (略)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
187	<p>第2編 風水害対策計画 <u>(水防計画)</u></p> <p>第1章 風水害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第1 計画の目的 水防</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第1 計画の目的」を準用します。</p> <p><u>また、本編は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、神奈川県知事から指定された水防団体の小田原市が、水防法第33条第1項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とした水防計画を包括した計画とします。</u></p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画 <u>(小田原市水防計画)</u>」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成します。</p> <p>本編は、このうちの「風水害対策計画 <u>(水防計画)</u>」であり、<u>主に河川等の洪水、雨水出水、高潮、及び土砂災害等における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項及び水防計画で定める水防</u></p>	<p>第2編 風水害対策計画</p> <p>第1章 風水害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第1 計画の目的」を準用します。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第1節</p> <p><u>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条の規定に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）から指定された水防団体の小田原市が、法第33条第1項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とする。</u></p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成します。本編は、このうちの「風水害対策計画」です。</p> <p><u>なお、「風水害対策計画」においては、主に台風、水害、風害、高潮災害等における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項について定めています。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																				
187	<p><u>に必要な基本的な事項について定めています。</u></p>  <p>図 市地域防災計画の体系</p>	 <p>図 市地域防災計画の体系</p>																				
188	<p>また、「風水害対策計画 <u>(水防計画)</u>」は、次の各対策で構成します。</p> <p>表 風水害対策計画 <u>(水防計画)</u> の構成</p> <table border="1" data-bbox="212 805 1041 1380"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 風水害対策の計画的な推進</td> <td>風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 <u>風水害等の予防対策</u></td> <td>風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 <u>災害事前対策の充実</u></td> <td>災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> <tr> <td>第4章 災害時の応急活動対策</td> <td>災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等	第2章 <u>風水害等の予防対策</u>	風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 <u>災害事前対策の充実</u>	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等	第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等	<p>また、「風水害対策計画」は、次の各対策で構成します。</p> <p>表 風水害対策計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1086 798 1937 1380"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 風水害対策の計画的な推進</td> <td>風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害に強いまちづくり</td> <td>風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 <u>災害時応急活動事前対策の充実</u></td> <td>災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> <tr> <td>第4章 災害時の応急活動対策</td> <td>災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等	第2章 災害に強いまちづくり	風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 <u>災害時応急活動事前対策の充実</u>	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等	第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
構成	内容																					
第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等																					
第2章 <u>風水害等の予防対策</u>	風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																					
第3章 <u>災害事前対策の充実</u>	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																					
第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等																					
構成	内容																					
第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等																					
第2章 災害に強いまちづくり	風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																					
第3章 <u>災害時応急活動事前対策の充実</u>	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																					
第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等																					

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																													
189	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</p>																													
	<p><u>なお、地域防災計画（風水害対策計画）における水防計画該当箇所には、水防を明記しています。</u></p> <p><u>第2節 用語の定義 水防</u></p> <p>この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義については、次のとおりとします。<u>（「法」は水防法を指す）</u></p> <table border="1" data-bbox="203 799 1050 1366"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市水防本部</td> <td>小田原市の水防組織で、市長を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 小田原土木センター水防支部</td> <td>県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木水防支部</td> <td>県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>神奈川県水防本部</td> <td>神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>小田原市長</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする	県西土木事務所 小田原土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする	県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする	神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする	水防管理団体	小田原市	水防管理者	小田原市長	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）	<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第2節</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 804 1928 1321"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市水防本部</td> <td>小田原市の水防組織で、市長を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所小田原土木センター水防支部</td> <td>県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木水防支部</td> <td>県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>神奈川県水防本部</td> <td>神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>小田原市長</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする	県西土木事務所小田原土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする	県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする	神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする	水防管理団体	小田原市	水防管理者
用語	意義																														
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする																														
県西土木事務所 小田原土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする																														
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする																														
神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする																														
水防管理団体	小田原市																														
水防管理者	小田原市長																														
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）																														
用語	意義																														
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする																														
県西土木事務所小田原土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする																														
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長とする																														
神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする																														
水防管理団体	小田原市																														
水防管理者	小田原市長																														

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署、 <u>小田原市消防団</u>	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）
	消防機関の長	小田原市消防長	消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署
	洪水予報河川	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。 <u>(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)</u> 市内では酒匂川が平成20年6月3日に洪水予報指定河川に指定されている。	消防機関の長	小田原市消防長
	水位周知河川	法に基づき、都道府県が管理する2級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪水特別警戒水位に達したとき、知事がその旨を通知、公表する。 <u>(法第13条)</u>	<u>水防団</u>	<u>小田原市消防団</u>
	水防警報	知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	洪水予報河川	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。 市内では酒匂川が平成20年6月3日に洪水予報指定河川に指定されている。
	水防に関する予警報	気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。	水位周知河川	法に基づき、都道府県が管理する2級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪水特別警戒水位に達したとき、知事がその旨を通知、公表する。
	<u>水位到達情報</u>	<u>水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報、水位周</u>	水防警報	知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
			水防に関する予警報	気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
		<p><u>知海岸においては氾濫発生情報(高潮特別警戒水位)のことをいう。</u></p>	<p>水防団待機水位 (通報水位)</p>	<p>量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定されている通報水位)をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p>
	<p>水防団待機水位 (通報水位)</p>	<p>量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定されている通報水位)をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p>		<p>水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。</p>
	<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<p>水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。</p>		<p>市長の「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>
	<p>避難判断水位</p>	<p>市長の「<u>警戒レベル3 高齢者等避難</u>」発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>		<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。) 市長の「<u>警戒レベル4 避難指示</u>」の発令の目安となる水位である。</p>
	<p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</p>	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。) 市長の「<u>警戒レベル4 避難指示</u>」の発令の目安となる水位である。</p>		<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>
	<p>雨水出水 (内水)</p>	<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>	<p>雨水出水 (内水)</p>	<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>
	<p><u>水位周知海岸</u></p>	<p><u>知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の3)。</u></p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前		
189	<table border="1" data-bbox="203 256 1050 424"> <tr> <td data-bbox="203 256 492 424">高潮特別警戒水位</td> <td data-bbox="492 256 1050 424">法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</td> </tr> </table> <p>第4節 災害想定</p> <p>第1 洪水浸水想定</p> <p>県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。洪水浸水想定区域図は、一定量の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。</p> <p>第3 高潮浸水想定</p> <p>県では水防法第14条の3第2項の規定に基づき、台風等によって海面が上昇し、越波や氾濫が発生した場合を想定し、高潮浸水想定区域図を作成しています。高潮浸水想定区域図は、過去に日本に被害をもたらした最大規模の台風が本市に接近したことを想定し、浸水の範囲と水深等を示しています。</p> <p>◆資料○：高潮浸水想定区域指定状況</p>	高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	<p>第3節 災害想定</p> <p>第1 浸水想定</p> <p>県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図を作成しています。浸水想定区域図は、一定量の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。</p> <p>(追加)</p>
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。			
189	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 地震災害対策計画の準用</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章「第5節 計画の推進主体とそ</p>	<p>第4節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章「第5節 計画の推進主体とその役割」を準用します。</p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>の役割」を準用します。</p> <p>第2 水防の責任 水防</p> <p>1 指定水防管理団体（市）の責任</p> <p>水防管理者は、法第4条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 水防計画の作成、必要があるときの修正及び公表</p> <p>2 水防組織の確立</p> <p>3 通信連絡系統の確立</p> <p>4 水防倉庫、資機材の整備</p> <p>5 平常時における河川・海岸・堤防等の巡回・監視</p> <p>6 水防時における適正な水防活動の実施</p> <p>7 消防団員数の確保</p> <p>8 水防協議会の設置</p> <p>9 水防協力団体の指定、公示及び監督</p> <p>10 水防協力団体への必要な情報提供、指導及び助言の実施</p> <p>11 水防訓練の実施</p> </div> <p>2 県の責任</p> <p>県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有します。</p>	<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第4節</p> <p>第4節 水防の責任</p> <p>1 指定水防管理団体（市）の責任</p> <p>水防管理者は、法第4条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 水防計画の作成、必要があるときの修正及び公表</p> <p>2 水防組織の確立</p> <p>3 通信連絡系統の確立</p> <p>4 水防倉庫、資機材の整備</p> <p>5 平常時における河川・海岸・堤防等の巡回・監視</p> <p>6 水防時における適正な水防活動の実施</p> <p>7 水防団員(消防団員)数の確保</p> <p>8 水防協議会の設置</p> <p>9 水防協力団体の指定、公示及び監督</p> <p>10 水防協力団体への必要な情報提供、指導及び助言の実施</p> <p>11 水防訓練の実施</p> </div> <p>2 県の責任</p> <p>県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>3 神奈川県水防支部の役割 県西土木事務所小田原土木センター水防支部、県西土木水防支部は、管内の水防管理団体に対して、次の事項を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 水防警報を発すること。 2 水防上緊急を要する事項を指示すること。 3 水防に関する勧告及び助言をすること。 4 水防に関し必要な報告をさせること。 5 水防管理団体を援助するための水防倉庫及び資機材を整備すること。 6 気象情報、洪水予報等の通信連絡 7 立退きを指示すること。 8 その他必要な事項</p> </div> <p>4 2以上の水防支部にわたる水防事務 (1) 隣接支部との協定 県西土木事務所小田原土木センター水防支部と県西土木水防支</p>	<p>3 水防支部の役割 県西土木事務所小田原土木センター水防支部、県西土木水防支部は、管内の水防管理団体に対して、次の事項を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 水防警報を発すること。 2 水防上緊急を要する事項を指示すること。 3 水防に関する勧告及び助言をすること。 4 水防に関し必要な報告をさせること。 5 水防管理団体を援助するための水防倉庫及び資機材を整備すること。 6 気象情報、洪水予報等の通信連絡 7 立退きを指示すること。 8 その他必要な事項</p> </div> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第2章第1節 第2章 2以上の水防支部にわたる水防事務 第1節 隣接支部との協定</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																
	<p>部との協定事項中、本市に関係あるものは次のとおりとします。 水防事務区域</p> <table border="1" data-bbox="199 360 1032 815"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>県西土木事務所 の区域</th> <th>県西土木事務所小田原 土木センターの区域</th> <th>相互にまたがる 水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級河川 酒匂川</td> <td>静岡県境から 報徳橋上流端まで</td> <td>報徳橋から 海まで</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>2級河川 狩川</td> <td>起点から 山道橋上流端まで</td> <td>山道橋から 酒匂川合流点まで</td> <td>小田原市 南足柄市</td> </tr> <tr> <td>2級河川 要定川</td> <td>起点から 狩川合流点まで</td> <td></td> <td>小田原市</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 市民の役割 市民は、居住地の水災等の危険性を知り、気象悪化時には気象情報等の収集・伝達に努め、被害が発生するおそれがあるときは、地域の共助による避難行動を開始するなどの自主的な防災活動に努めるものとします。</p> <p>6 市民の義務 市民又は水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき水防のため必要がある場合は、水防管理者又は消防機関の長から、その水防活</p>	河川名	県西土木事務所 の区域	県西土木事務所小田原 土木センターの区域	相互にまたがる 水防管理団体	2級河川 酒匂川	静岡県境から 報徳橋上流端まで	報徳橋から 海まで	小田原市	2級河川 狩川	起点から 山道橋上流端まで	山道橋から 酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市	2級河川 要定川	起点から 狩川合流点まで		小田原市	<p>県西土木事務所小田原土木センター水防支部と県西土木水防支部との協定事項中、本市に関係あるものは次のとおりとする。</p> <p>± 水防事務区域</p> <table border="1" data-bbox="1084 408 1939 863"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>県西土木事務所 の区域</th> <th>県西土木事務所小田原 土木センターの区域</th> <th>相互にまたがる 水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級河川 酒匂川</td> <td>静岡県境から 報徳橋上流端まで</td> <td>報徳橋から 海まで</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>2級河川 狩川</td> <td>起点から 山道橋上流端まで</td> <td>山道橋から 酒匂川合流点まで</td> <td>小田原市 南足柄市</td> </tr> <tr> <td>2級河川 要定川</td> <td>起点から 狩川合流点まで</td> <td></td> <td>小田原市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) <u>転載元：水防計画第1章第4節</u></p> <p>4 市民の役割 市民は、居住地の水災等の危険性を知り、気象悪化時には気象情報等の収集・伝達に努め、被害が発生するおそれがあるときは、地域の共助による避難行動を開始するなどの自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>5 市民の義務 市民又は水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき水防のため必要がある場合は、水防管理者又は消防機関の長から、その水防</p>	河川名	県西土木事務所 の区域	県西土木事務所小田原 土木センターの区域	相互にまたがる 水防管理団体	2級河川 酒匂川	静岡県境から 報徳橋上流端まで	報徳橋から 海まで	小田原市	2級河川 狩川	起点から 山道橋上流端まで	山道橋から 酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市	2級河川 要定川	起点から 狩川合流点まで		小田原市
河川名	県西土木事務所 の区域	県西土木事務所小田原 土木センターの区域	相互にまたがる 水防管理団体																															
2級河川 酒匂川	静岡県境から 報徳橋上流端まで	報徳橋から 海まで	小田原市																															
2級河川 狩川	起点から 山道橋上流端まで	山道橋から 酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市																															
2級河川 要定川	起点から 狩川合流点まで		小田原市																															
河川名	県西土木事務所 の区域	県西土木事務所小田原 土木センターの区域	相互にまたがる 水防管理団体																															
2級河川 酒匂川	静岡県境から 報徳橋上流端まで	報徳橋から 海まで	小田原市																															
2級河川 狩川	起点から 山道橋上流端まで	山道橋から 酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市																															
2級河川 要定川	起点から 狩川合流点まで		小田原市																															

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
189	<p>動に従事することを求められたときは、これに協力する義務があります。</p> <p>7 水防協力団体の責任</p> <p>水防協力団体は、市内における法 第 37 条に基づく業務を行う責任を有します。</p> <p>第 6 節 風水害対策計画の推進管理</p> <p><u>第 1 節 地震災害対策計画の準用等</u> 水防</p> <p>第 1 編 地震災害対策計画 第 1 章「第 6 節 地震災害対策計画の推進管理」を準用します。</p> <p><u>また、水防法第 33 条第 1 項の規定に基づき毎年点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び関係機関等との調整のうえで修正し、防災対策のより一層の充実を図ります。</u></p> <p>第 2 水防協議会 水防</p> <p>水防法第 34 条第 5 項の規定により小田原市水防協議会の組織及び運営については、条例で定めるところによります。</p>	<p>活動に従事することを求められたときは、これに協力する義務がある。</p> <p>6 水防協力団体の責任</p> <p>水防協力団体は、市内における法 第 37 条に基づく業務を行う責任を有する。</p> <p>第 5 節 風水害対策計画の推進管理</p> <p>第 1 編 地震災害対策計画 第 1 章「第 6 節 地震災害対策計画の推進管理」を準用します。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第 1 章第 5 節</p> <p>第 5 節 水防協議会</p> <p>水防法第 34 条第 5 項の規定により小田原市水防協議会の組織及び運営については、条例で定めるところによります。</p>
190	<p><u>第 2 章 風水害等の予防対策</u></p> <p>第 1 節 計画的な土地利用と市街地整備の推進</p> <p>第 1 編 地震災害対策計画 第 2 章「第 1 節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」を準用します。</p>	<p><u>第 2 章 災害に強いまちづくり</u></p> <p>第 1 節 計画的な土地利用と市街地整備の推進</p> <p>第 1 編 地震災害対策計画 第 2 章「第 1 節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」を準用します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
<p>第2章第9節に移動</p>	<p><u>市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じます。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討します。</u></p> <p><u>また、市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。</u></p>	<p>第2節 治山・造林</p> <p>近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れ等、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害の防止や水源かん養等森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>このため、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林等多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。</p> <p>第1 災害に強い森林づくりの推進</p> <p>災害に強い森林づくりを推進するため、県では、次の事業を行って</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
191	<p>第2節 治水対策</p> <p>第1 治水施設等の整備</p> <p>市の水害は、河川・排水路の未改修地区での多量な降雨による浸水に加え、近年の排水能力を超過した局地的な集中豪雨による浸水も発生しています。</p> <p>これらの水害は、県及び市の治水計画等に基づき逐次改修を実施します。なお、治水計画における河川整備等については本章「第5節 河川改修」を、下水道計画における排水施設等の整備については「第6節 第2 下水道施設の整備」を準用します。</p>	<p>います。</p> <p>1 治山工事の計画的な推進</p> <p>ア 山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山工事を進めます。</p> <p>2 森林の機能の維持・向上</p> <p>ア 森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。</p> <p>イ 健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林等災害に強い多彩な森林づくりを進めます。</p> <p>ウ 水源地域の森林において、水源かん養機能等森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。</p> <p>第3節 治水対策</p> <p>第1 治水施設等の整備</p> <p>市の水害は、河川・排水路の未改修地区での多量な降雨による浸水に加え、近年の排水能力を超過した局地的な集中豪雨による浸水も発生しています。</p> <p>これらの水害は、県及び市の治水計画等に基づき逐次改修を実施します。なお、治水計画における河川整備等については本章「第4節 河川改修」を、下水道計画における排水施設等の整備については「第5節 下水道整備」を準用します。</p>

頁	改正後	改正前
192	<p>◎関連箇所：本章「第5節 河川改修」 ◎関連箇所：本章「第6節 下水道施設の整備」</p> <p>第2 洪水浸水想定区域における避難の確保 水防</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p><u>県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。</u></p> <p>2 避難体制等の整備</p> <p>(1) 洪水ハザードマップの作成・公表</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載します。</p> <p>洪水ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。</p>	<p>◎関連箇所：本章「第4節 河川改修」 ◎関連箇所：本章「第5節 下水道整備」</p> <p>第2 洪水浸水想定区域における避難の確保</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p><u>水防法第14条第1項に基づく市内河川の浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</u></p> <p><u>表 浸水想定区域の指定状況</u></p> <p>(略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第8章第3節</p> <p>第3節 洪水ハザードマップ</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載する。</p> <p>洪水ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
192	<p>また、円滑かつ迅速な避難の確保については、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水ハザードマップ等により<u>市民及び滞在者その他の者へ周知し、洪水等の災害に対する意識の高揚を図ります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮します。</p> <p>2 避難場所を開設する場合は、<u>被災者支援チーム</u>及び公共施設所管課の職員等により開設します。</p> </div> <p>(2) 洪水予報等の情報伝達</p> <p>市は、洪水予報等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。</p> <p>(3) 洪水浸水想定区域内の施設等</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域内の次に掲げる施設を把握し、洪水予報、氾濫危険水位、特別警戒水位等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。伝達体制については、電話、ファクシミリ等を利用するなど、当該施設の計画に定めるところとします。</p> <p>(4) 地下街及び要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等</p> <p>ア <u>浸水想定区域内における</u>地下街等</p>	<p>また、円滑かつ迅速な避難の確保については、<u>地域防災計画において</u>、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮する。</p> <p>2 避難所を開設する場合は、<u>市民救援部、避難収容部</u>及び公共施設所管課の職員等により開設する。</p> </div> <p>5 避難体制等の整備</p> <p>(2) 洪水予報等の情報伝達</p> <p>市は、洪水予報等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p><u>転載元：水防計画第8章第2節</u></p> <p>第2節 洪水浸水想定区域内の施設等</p> <p>1 洪水浸水想定区域内の施設</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域内の次に掲げる施設を把握し、洪水予報、氾濫危険水位、特別警戒水位等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備する。伝達体制については、電話、ファクシミリ等を利用するなど、当該施設の計画に定めるところとする。</p> <p>2 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の避難の確保及び<u>浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</u></p>

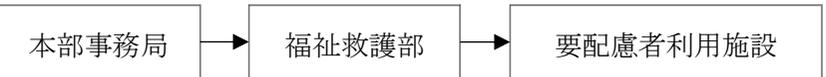
令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

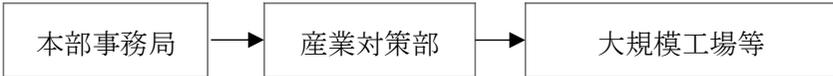
頁	改正後	改正前
	<p>当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表します。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行います。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告します。</p> <p>市は、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。</p> <p>洪水時の円滑な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲については、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街 ・ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物（ただし、施設関係者のみが利用する施設を除く） ・ その他市長が必要と認めるもの <p>伝達方法</p> <p>地下街等への伝達方法は、以下のとおりとします。</p>	<p>(1) 地下街等</p> <p>当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>6 浸水想定区域内における地下街等の避難体制の整備</p> <p>(1) 浸水想定区域内における地下街等</p> <p>市は、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。</p> <p>洪水時の円滑な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲については、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 延べ面積が1,000㎡以上の地下街 イ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物（ただし、施設関係者のみが利用する施設を除く） ウ その他市長が必要と認めるもの <p>(2) 伝達方法</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
193	<div data-bbox="215 277 994 355" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="199 555 1055 778">イ <u>浸水想定区域内における要配慮者利用施設</u> 当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くものとします。</p> <p data-bbox="199 1134 1055 1358">市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設を把握し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 た、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所在は、<u>市HP</u>等により市民に周知します。</p>	<p data-bbox="1137 268 1733 292">地下街等への伝達方法は、以下のとおりとします。</p> <div data-bbox="1106 317 1886 395" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1088 459 1805 483">(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p data-bbox="1095 504 1491 528"><u>転載元：水防計画第8章第2節</u></p> <p data-bbox="1088 555 1939 635">2 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p data-bbox="1095 651 1391 675">(2) 要配慮者利用施設</p> <p data-bbox="1111 699 1939 922">当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くものとする。</p> <p data-bbox="1081 991 1924 1062"><u>7—浸水想定区域内における要配慮者が利用する施設の避難体制の整備</u></p> <p data-bbox="1081 1086 1700 1110"><u>—(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設</u></p> <p data-bbox="1081 1134 1939 1358">市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設を把握し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所在は、<u>印刷物の配布</u>等により市民に周知します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
193	<p>伝達方法 要配慮者利用施設への伝達方法は、以下のとおりとします。</p>  <p>ウ <u>浸水想定区域内における</u>大規模工場等 当該施設の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとします。</p> <p>市は、浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 洪水時における浸水防止のための措置を行う必要がある大規模工場等の用途及び規模は、次のとおりとします。</p>	<p>(2)伝達方法 要配慮者利用施設への伝達方法は、以下のとおりとします。</p>  <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第8章第2節</p> <p>2 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 (3) 大規模工場等 当該施設の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>8—浸水想定区域内における大規模工場等の浸水防止対策 (1) 浸水想定区域内における大規模工場等</p> <p>市は、浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 洪水時における浸水防止のための措置を行う必要がある大規模工場等の用途及び規模は、次のとおりとします。</p>

頁	改正後	改正前
194	<p>・ 用途：工場、作業場及び倉庫</p> <p>・ 規模：延べ面積が10,000平方メートル以上</p> <p>※ 小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例に定めるところによる</p> <p>伝達方法 大規模工場等への伝達方法は、以下のとおりとします。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[本部事務局] --> B[産業対策部] B --> C[大規模工場等] </pre> </div> <p>第3節 河川改修 第1 河川の整備 市の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）の適用河川としては、<u>県が管理する</u>酒匂川、早川、山王川、森戸川、狩川、仙了川、要定川及び中村川があります。</p> <p>これらの河川のうち特に、酒匂川、狩川、山王川、森戸川、早川の各河川は、<u>過去の豪雨で災害をもたらした経緯があり、神奈川県水防災戦略に基づき、護岸改修や補強、堆積土砂の掘削を実施し、水害を防ぐための取組が進められており、本市では、これらを促進します。また、県管理の河川以外の準用河川、普通河川、排水路等について</u></p>	<p>ア 用途：工場、作業場及び倉庫</p> <p>イ 規模：延べ面積が10,000平方メートル以上</p> <p>※ 小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例に定めるところによる</p> <p>(2)伝達方法 大規模工場等への伝達方法は、以下のとおりとします。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[本部事務局] --> B[産業対策部] B --> C[大規模工場等] </pre> </div> <p>第4節 河川改修 第1 河川の整備 市の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）の適用河川としては、酒匂川、早川、山王川、森戸川、狩川、仙了川、要定川及び中村川があります。</p> <p>これらの河川のうち特に、酒匂川、早川、山王川、森戸川、狩川の各河川は、<u>過去において豪雨により急激に増水し、しばしば災害をもたらしたことがあります、これらの河川は県において管理し、現在は各河川の護岸改修、砂防強化を逐次実施し、水害に対して万全を期しています。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
195	<p><u>は、市が管理を行い、護岸改修や河床整理等を実施、浸水被害の軽減を図っています。</u></p> <p>第4節 ライフラインの安全対策 第2 下水道施設の整備 1 浸水対策</p> <p>現在、台風などにより浸水被害が生じている地域の雨水きよを優先して整備を推進します。また、内水浸水被害時に市民の迅速な避難行動と災害に対する意識の向上を図るための内水ハザードマップの基礎資料となる内水浸水想定区域図<u>を作成し、周知を図ります。</u></p>	<p>第5節 ライフラインの安全対策 第2 下水道施設の整備 1 浸水対策</p> <p>現在、台風などにより浸水被害が生じている地域の雨水きよを優先して整備を推進します。また、内水浸水被害時に市民の迅速な避難行動と災害に対する意識の向上を図るための内水ハザードマップの基礎資料となる内水浸水想定区域図<u>の作成を進めます。</u></p>
196	<p>第5節 洪水調節 (略)</p>	<p>第6節 洪水調節 (略)</p>
196	<p>第6節 高潮対策 <u>第3 高潮浸水想定区域における避難の確保</u> <u>1 高潮浸水想定区域の指定</u></p> <p><u>県では水防法第14条の3第1項に基づき、相模灘沿岸における想定し得る最大規模の高潮により浸水する範囲について、浸水の深さ(浸水深)、浸水が継続する時間(浸水継続時間)を明らかにした高潮浸水想定区域図を作成しています。</u></p> <p><u>◆資料○：高潮浸水想定区域指定状況</u></p>	<p>第7節 高潮対策 (追加)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>2 避難体制等の整備</u></p> <p><u>(1) 高潮ハザードマップの作成・公表</u></p> <p><u>高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、高潮予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、高潮ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載します。</u></p> <p><u>高潮ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。</u></p> <p><u>また、円滑かつ迅速な避難の確保については、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、高潮ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知し、高潮等の災害に対する意識の高揚を図ります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮します。</u></p> <p><u>2 避難場所を開設する場合は、被災者支援チーム及び公共施設所管課の職員等により開設します。</u></p> </div> <p><u>(2) 高潮特別警戒水位等の情報伝達</u></p> <p><u>市は、高潮特別警戒水位等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。</u></p> <p><u>3 水防法に基づく避難体制の整備</u></p>	

頁	改正後	改正前											
	<p><u>「第4節 治水対策 第2 洪水浸水想定区域における避難の確保 3 水防法に基づく避難体制の整備」を準用します。</u></p> <p><u>第4 高潮特別警戒水位の設定</u></p> <p><u>県では水防法第13条の3の規定に基づき、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位に当たる高潮特別警戒水位を設定しています。</u></p> <p><u>相模灘沿岸の高潮特別警戒水位の設定状況は次のとおりです。</u></p> <p><u>表 高潮特別警戒水位の設定状況</u></p> <table border="1" data-bbox="201 724 1032 919"> <thead> <tr> <th>観測地</th> <th>設定区域</th> <th>高潮特別警戒水位</th> <th>設定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原験潮所 (気象庁)</td> <td>湯河原町～藤沢市</td> <td>T.P. +1.20m</td> <td rowspan="2">令和3年8月31日</td> </tr> <tr> <td>油壺験潮所 (国土地理院)</td> <td>鎌倉市～三浦市</td> <td>T.P. +1.10m</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第5 高潮予測</u></p> <p><u>高潮等による越波や氾濫等に対する水防活動のため、横浜地方気象台と県が共同して、市町村ごとに高潮の予報を行います。</u></p> <p><u>第6 海岸利用者の安全確保</u></p> <p><u>水防管理者は、海岸管理者及び防災関係機関と連携し、水防に関する予警報の情報を海岸利用者及び関係機関に伝達し、被害の未然防止を図ります。</u></p>	観測地	設定区域	高潮特別警戒水位	設定年月日	小田原験潮所 (気象庁)	湯河原町～藤沢市	T.P. +1.20m	令和3年8月31日	油壺験潮所 (国土地理院)	鎌倉市～三浦市	T.P. +1.10m	
観測地	設定区域	高潮特別警戒水位	設定年月日										
小田原験潮所 (気象庁)	湯河原町～藤沢市	T.P. +1.20m	令和3年8月31日										
油壺験潮所 (国土地理院)	鎌倉市～三浦市	T.P. +1.10m											

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
198	<p>第7節 風害対策</p> <p>台風等の暴風や竜巻等により、建築物、工作物、農作物及び漁船等に被害が予想されることから、それらの関係者は、事前に災害未然防止を行います。</p> <p><u>市及び建築物等の所有者等は、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策について取り組んでいきます。</u></p>	<p>第7節 風害対策</p> <p>台風等の暴風や竜巻等により、建築物、工作物、農作物及び漁船等に被害が予想されることから、それらの関係者は、事前に災害未然防止を行います。</p>
199	<p>第8節 水害予防施設の維持補修</p> <p>第2 水害予防施設の整備・補修</p> <p>3 農業用施設、漁港施設、林業施設等の整備・維持補修</p> <p>広域農道、管理漁港、海岸、林道、治山の各施設について、<u>市が管理するものは機能の保持又は向上のための維持補修を実施し、県が管理するものは事業を促進</u>します。</p> <p>4 河川管理施設の整備・維持補修</p> <p><u>重要水防区域にある、県が管理する河川施設を優先しながら維持補修を促進します。</u></p>	<p>第9節 水害予防施設の維持補修</p> <p>第2 水害予防施設の整備・補修</p> <p>3 農業用施設、漁港施設、林業施設の整備・維持補修</p> <p>広域農道、管理漁港、海岸、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を実施します。</p> <p>4 河川管理施設の整備・維持補修</p> <p><u>河川管理施設の施設点検や重要水防箇所等からランクづけを行い、計画的・重点的に維持補修を推進します。</u></p>
200	<p>第9節 土砂災害対策</p> <p><u>第3 治山・造林</u></p> <p><u>近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離</u></p>	<p>第10節 土砂災害対策</p> <p>(追加)※第2章第2節から移動</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>れ等、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害の防止や水源かん養等森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。</u></p> <p><u>このため、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林等多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。</u></p> <p><u>1 災害に強い森林づくりの推進</u></p> <p><u>災害に強い森林づくりを推進するため、県では、次の事業を行っています。</u></p> <p><u>(1) 治山工事の計画的な推進</u></p> <p><u>ア 山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山工事を進めます。</u></p> <p><u>(2) 森林の機能の維持・向上</u></p> <p><u>ア 森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。</u></p> <p><u>イ 健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林等災害に強い多彩な森林づくりを進めます。</u></p> <p><u>ウ 水源地域の森林において、水源かん養機能等森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。</u></p> <p>第<u>4</u> 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策</p>	<p>第<u>3</u> 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
200	(略) 第10節 造成地の災害防止	(略) 第11節 造成地の災害防止
201	(略) (削除)	(略) 第12節 地盤沈下の防止 地盤沈下は、地下水を採取することにより、地下水位が低下し、地層が収縮するために起こるといわれています。また、軟弱地盤における圧密沈下により、地盤沈下が発生することがあります。 第1 地盤沈下の防止対策 現在、市内において地下水の過剰くみ上げ等に起因する地盤沈下はみられていません。市内において地盤沈下が見られた場合は、県と連携し、地盤沈下量の調査や地下水採取規制等を実施していきます。 また、構造物周辺の地盤条件の違い等が原因で、地盤が不均一に沈下する現象である不同沈下が、市内においても報告されています。不同沈下によって建物が傾いたり路面に凹凸や亀裂を生じたりすることから、不同沈下が見られた場合は、物理探査やボーリング調査等により原因を究明し、地盤改良や埋設管の維持修繕等、適切な対策を講じます。
202	第11節 建築物の安全確保 強風等による建築物の外装等の剥離や、落下により通行人等に危害を及ぼす場合もあります。 <u>また、土砂災害により建築物が損壊を受ける場合もあります。</u> <u>なお、</u> 近年、1時間あたり100mmを越す集中豪雨が増加し、雨水出	第13節 建築物の安全確保 強風等による建築物の外装等の剥離や、落下により通行人等に危害を及ぼす場合もあります。 <u>また、</u> 近年、1時間あたり100mmを越す集中豪雨が増加し、雨水出水(内水氾濫)による浸水で住宅やビルの地下施設等に大きな被害が

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
203	<p>水（内水氾濫）による浸水で住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じており、これらの浸水対策が必要となっています。</p> <p>このため、建造物等の構造強化や落下物による危害の防止、防火装置の設置促進を基本とした災害予防を推進します。</p> <p>第3 法に基づく建築物の安全性の確認</p> <p>市は、建築基準法第6条第1項に基づく確認申請時に、<u>規模や該当条件に応じ、風圧力等の構造計算等のチェックや、土砂災害特別警戒区域内に建築される場合は構造規制等の適用</u>を行い、建築物の安全性を確認します。</p> <p>第12節 ライフラインの安全対策</p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第1節 水防に関する予警報</p> <p>第1 気象注意報・警報の種類 水防</p> <p>1 水防の活動に適合する注意報等</p> <p>気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>2 気象注意報・警報の発表基準</p> <p>小田原市の気象注意報、警報の発表基準は、資料○ 小田原市気象注意報・警報発表基準 のとおりです。</p>	<p>生じており、これらの浸水対策が必要となっています。</p> <p>このため、建造物等の構造強化や落下物による危害の防止、防火装置の設置促進を基本とした災害予防を推進します。</p> <p>第3 法に基づく建築物の安全性の確認</p> <p>市は、建築基準法第6条第1項に基づく確認申請時に、風圧力の構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認します。</p> <p>第14節 ライフラインの安全対策 (地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第6章第1節</p> <p>第6章 水防に関する予警報</p> <p>第1節 気象注意報・警報の種類</p> <p>1 水防の活動に適合する注意報等</p> <p>気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 気象注意報・警報の発表基準</p> <p>小田原市の気象注意報、警報の発表基準は、別表5 小田原市気象注意報・警報発表基準のとおりとする。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>3 津波に関する情報 水防</p> <p>気象庁が発表する津波に関する情報の種類及び発表基準は、資料〇津波に関する情報の種類及び発表基準 のとおりです。</p> <p>第2 洪水予報 水防</p> <p>法第11条に基づき県と気象庁が共同して発表する酒匂川洪水予報は、次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>第3 水防警報 水防</p> <p>水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 重要水防箇所及び監視警戒 水防</p> <p>1 重要水防箇所</p>	<p>転載元：水防計画第6章第2節</p> <p>第2節 津波に関する情報</p> <p>気象庁が発表する津波に関する情報の種類及び発表基準は、別表6津波に関する情報の種類及び発表基準のとおりである。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第6章第3節</p> <p>第3節 洪水予報</p> <p>法第11条に基づき県と気象庁が共同して発表する酒匂川洪水予報は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第6章第4節</p> <p>第4節 水防警報</p> <p>水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第7章</p> <p>第1節 重要水防箇所</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
203	<p>(略)</p> <p>2 常時の監視</p> <p>(略)</p> <p>第5 気象悪化時の監視警戒 水防</p> <p>(略)</p> <p>第6 ダム等の放流情報、水位・雨量等の情報 水防</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第3節 水防組織 水防</p> <p><u>市長は水防管理者、市は水防管理団体として、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため、水防活動を実施します</u></p> <p>第1 水防本部の設置及び組織等</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 常時の監視</p> <p>(略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第7章</p> <p>第3節 気象悪化時の監視警戒</p> <p>(略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第6章第5節</p> <p>第5節 ダム等の放流情報、水位・雨量等の情報</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第3章第1節</p> <p>第3章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部の設置及び組織等</p> <p>1 水防本部</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>1 水防本部</p> <p>市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置します。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等による洪水、内水、津波または高波により市内に大きな被害をもたらされるおそれがあると認められる、又は大きな被害があったときから、迅速に災害対策本部に移行します。</p> <p>2 水防本部の組織</p> <p>水防本部の組織は、資料〇 小田原市水防本部組織図のとおりとし、市長を本部長、副市長を副本部長とし、事務局を 本部事務局(防災対策課・秘書室・広報広聴室)に置きます。</p> <p>4 水防本部の設置時期</p> <p>水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防活動を図る必要があると認めるときとします。</p> <div data-bbox="201 957 1048 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水防本部設置基準</p> <p>1 横浜地方気象台から水防に関する注意報、警報が発表されたとき。</p> <p>2 法第11条の規定による酒匂川洪水予報の通知を受けたとき。</p> <p>3 その他市内において洪水、雨水出水、高潮等による被害のおそれのあるとき。</p> </div> <p>5 水防本部会議の開催</p>	<p>市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等により洪水、内水、津波または高波のおそれがあると認められるときから、迅速に小田原市地域防災計画に基づき災害対策本部に移行する。</p> <p>2 水防本部の組織</p> <p>水防本部の組織は、別表 2 小田原市水防本部組織図のとおりとし、市長を本部長、副市長を副本部長とし、事務局を 本部事務局(防災対策課・秘書室・広報広聴課)に置く。</p> <p>4 水防本部の設置時期</p> <p>水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防活動を図る必要があると認めるときとする。</p> <div data-bbox="1086 957 1933 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水防本部設置基準</p> <p>1 横浜地方気象台から水防に関する注意報、警報が発表されたとき。</p> <p>2 法第11条の規定による酒匂川洪水予報の通知を受けたとき。</p> <p>3 法第16条の規定による水防警報の通知を受けたとき。</p> <p>4 その他市内において洪水、雨水出水、高潮等による被害のおそれのあるとき。</p> </div> <p>5 水防本部会議の開催</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>本部長は、大規模水害の発生のおそれがある場合は、副本部長、本部長付、事務局長及び部長を招集し、本部会議を開催します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本部会議の協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各部相互の連絡調整に関すること。 2 水防活動の方針に関すること。 3 災害対策本部の設置に関すること。 4 その他風水害対策に関すること。 </div> <p>第2 水防本部の解散 水防 (略)</p> <p><u>第3 大規模風水害発生時の災害対策本部の設置</u> <u>第1編 地震災害対策計画 第3章第2節「第1 災害対策本部組織体制の拡充」を準用します。</u></p> <p>第4 水防等の配備体制 水防 大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあると</p>	<p>本部長は、大規模水害の発生のおそれがある場合、又は水防非常配備体制を指令した場合は、副本部長、本部長付、事務局長及び部長を招集し、本部会議を開催する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本部会議の協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各部相互の連絡調整に関すること。 2 水防活動の方針に関すること。 3 災害対策本部の設置に関すること。 4 その他風水害対策に関すること。 </div> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第3章第2節</p> <p>第2節 水防本部の解散 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第4章第1節</p> <p>第4章 水防等配備体制 第1節 水防等の配備体制</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前		
	<p>きの職員及び消防団員の配備体制は、次のとおりとします。 ただし、いずれにおいても職員および消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。</p> <p>1 職員の配備体制</p>			<p>大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び水防団員の配備体制は、次のとおりとする。 ただし、いずれにおいても職員および水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <p>1 職員の配備体制</p>		
	<p>種別</p> <p>水防準備体制 (警戒レベル2等への対応)</p>	<p>配備事由等</p> <p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報（<u>警戒に切り替える可能性に言及されていないもの</u>）のいずれかが発表されたとき。 2 <u>酒匂川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。</u> 3 <u>水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u> 4 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報（<u>土砂災害</u>）、洪水警報、<u>高潮注意報（警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）</u>のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>配備体制</p> <p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>	<p>種別</p> <p>水防準備体制</p>	<p>配備事由等</p> <p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。 2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。 3 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報、洪水警報、<u>高潮警報</u>のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>配備体制</p> <p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
水防警戒1号体制(警戒レベル3相当情報等への対応)	<p>1 小田原市に大雨警報(土砂災害)、洪水警報、高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 酒匂川洪水予報(氾濫警戒情報)が発せられたとき。</p> <p>3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</p> <p>4 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。</p> <p>6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、配備事由等の1に掲げる事由の場合において市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制(平時の体制、自宅待機等)とすることができる。</p> <p>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・</p> <p>橋梁等の応急対策を実施する部局</p> <p>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p> <p>※避難場所を開設する場合は、水防警戒2号体制に移行する</p>	<p>1 小田原市に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 知事又は水防支部長から水防警報が発せられたとき。</p> <p>4 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合</p> <p>5 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、<u>配備事由等の1に掲げる事由の場合において</u>市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制(平時の体制、自宅待機等)とすることができる。</p> <p>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・</p> <p>橋梁等の応急対策を実施する部局</p> <p>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前			
204	<p>水防警戒2号体制（警戒レベル3～5発令時又は警戒レベル4、5相当情報等への対応）</p>	<p><u>1 小田原市に土砂災害警戒情報、高潮特別警報又は高潮警報が発表されたとき。</u></p> <p><u>2 酒匂川洪水予報（氾濫危険情報）が発せられたとき。</u></p> <p><u>3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u></p> <p><u>4 相模湾に津波警報が発表されたとき。</u></p> <p><u>5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。</u></p> <p><u>6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</u></p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p><u>ただし、市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。</u></p> <p>1 避難場所の開設準備及び開設</p> <p>2 広報車等による広報及び避難誘導</p> <p>3 要配慮者の対応</p> <p>4 住民組織との連携</p> <p>5 その他必要な部局</p>	<p>水防警戒2号体制</p>	<p>1 市内の河川の水位が、水防団待機水位を超えるおそれがあるとき又は水防団待機水位を超え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</p> <p>2 市内救地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</p> <p>3 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>1 避難所の開設準備及び開設</p> <p>2 広報車等による広報及び避難誘導</p> <p>3 要配慮者の対応</p> <p>4 住民組織との連携</p> <p>5 その他必要な部局</p>
	<p>災害対策動員2号又は動員3号</p>	<p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</p> <p>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p><u>水防警戒2号体制を強化する場合は、災害対策本部を設置し、全庁的な体制を以て災害対応に当たる。</u></p>	<p>水防非常配備体制</p>	<p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</p> <p>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p><u>水防本部全部が水防等の対応に当たる体制</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
205	<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。</p> <p>※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p> <p>※3 <u>水防警戒1号体制から水防警戒2号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の企画調整部（職員課）が各所管に周知する。なお、水防警戒2号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。</u></p> <p>※4 <u>市内で震度5弱以上の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員3号体制となる。</u></p>	<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。</p> <p>※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p>
	<p>2 消防団の配備体制 (略)</p> <p>第5 事前事後の水防体制 水防 (略)</p> <p>第6 通信連絡 水防 ※表内の組織名称を変更</p>	<p>2 水防団（消防団）の配備体制 (略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第4章第2節</p> <p>第2節 事前事後の水防体制 (略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第5章第1節</p> <p>第5章 通信連絡 ※表内の組織名称を変更</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第4節 水防活動</p> <p>第1 水防施設の事前措置 水防 (略)</p> <p>第2 水防出動 水防 (略)</p> <p>第3 資機材及び施設の整備 水防</p> <p>1 水防施設【消防部、土木対策部、産業対策部】 水防管理者及び消防機関の長は、洪水等の緊急事態に対処できるよ う次の施設整備等を実施するものとします。</p> <div data-bbox="199 751 1028 1054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 酒匂川防災ステーション等水防倉庫の施設及び水防用資機材の整備 2 資機材の緊急調達の方法及び事業者等との協定の締結 3 地震対策用防災倉庫に備蓄する資機材の活用 4 県が備蓄する水防資機材の県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への支 給要請 </div> <p>第4 緊急輸送の確保 水防 (略)</p> <p>第5 決壊時の措置 水防 (略)</p>	<p>転載元：水防計画第9章</p> <p>第1節 水防施設の事前措置 (略)</p> <p>第2節 水防出動 (略)</p> <p>第3節 資機材及び施設の整備</p> <p>1 水防施設【消防部、土木対策部、下水道対策部、産業対策部】 水防管理者及び消防機関の長は、洪水等の緊急事態に対処できるよ う次の施設整備等を実施するものとする。</p> <div data-bbox="1099 751 1928 1054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 酒匂川防災ステーション等水防倉庫の施設及び水防用資機材の整備 2 資機材の緊急調達の方法及び事業者等との協定の締結 3 地震対策用防災倉庫に備蓄する資機材の活用 4 県が備蓄する水防資機材の県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への支 給要請 </div> <p>第4節 緊急輸送の確保 (略)</p> <p>第5節 決壊時の措置 (略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第6 安全配慮 水防</p> <p>洪水、雨水出水又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。</p> <p>避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、消防団員自身の安全を確保します。</p> <p>第7 津波における留意事項 水防</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来しますが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来します。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間が異なります。</p> <p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあります。近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多くなります。</p> <p>したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければなりません。</p>	<p>転載元：水防計画第1章第7節</p> <p>第7 節 安全配慮</p> <p>洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <p>避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、水防団員自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第6節</p> <p>第6 節 津波における留意事項</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間が異なる。</p> <p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</p> <p>したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
205	第8 公用負担 水防 (略)	転載元：水防計画第9章第6節 第6節 公用負担 (略) (地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)
	第9 水防活動の報告 水防 (略)	転載元：水防計画第9章第7節 第7節 水防活動の報告 (略) (地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)
	第10 水防管理団体の協力応援 水防	転載元：水防計画第11章 第1節 水防管理団体の協力応援
	第11 救助・救急体制の整備 (略)	第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 救助・救急体制の整備 (略)
	第12 広域応援体制の強化 (略)	第4 広域応援体制の強化 (略)
	第13 警備・救助対策 (略)	第4節 警備・救助対策 (略)
	第5節 避難対策 第1 避難情報の発令基準 1 避難情報 ^{情報} の発令基準の作成 市は、「 避難情報に関するガイドライン 」を参考に、災害時に適切な避	第5節 避難対策 第1 避難勧告等の発令基準 1 避難勧告等 ^{勧告等} の発令基準の作成 市は、「 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン 」を

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																								
	<p>難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難情報の発令マニュアル」を整備するよう努めます。</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするものとします。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="197 882 1059 1393"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民のとるべき行動</th> <th>行動を市民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表) 今後気象状況悪化のおそれ</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>注意報 (気象庁が発表) 気象状況悪化</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</td> <td>高齢者等避難 (市が発令)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表) 今後気象状況悪化のおそれ	警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表) 気象状況悪化	警戒レベル	高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	高齢者等避難 (市が発令)	<p>参考に、災害時に適切な避難勧告等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難勧告等の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備するよう努めます。</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするものとします。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="1081 882 1937 1393"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民のとるべき行動</th> <th>行動を市民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>注意報 (気象庁が発表)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 3</td> <td>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表)	警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備 ・高齢者等避難 開始 (市が発令)
警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報																								
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表) 今後気象状況悪化のおそれ																								
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表) 気象状況悪化																								
警戒レベル	高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	高齢者等避難 (市が発令)																								
警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報																								
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)																								
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表)																								
警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備 ・高齢者等避難 開始 (市が発令)																								

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前			
206	3	※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者	危険な場所から高齢者等は避難				
	警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示（市が発令） 災害のおそれ高い	警戒レベル 4	避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内により安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告、避難指示（緊急）※ （市が発令） ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	
	警戒レベル 5	立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保※ （市が発令） ※災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※（市が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	
3	<p>市民の避難誘導體制</p> <p>(1) 関係機関との協議</p> <p>市は、関係機関と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。</p> <p>(2) 避難情報の発令</p> <p>避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。</p> <p>4 避難行動</p>			3	<p>市民の避難誘導體制</p> <p>(1) 水防団との協議</p> <p>市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。</p> <p>(2) 避難勧告等の発令</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。</p> <p>(新規)</p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」のことであり、身の安全を確保するため、何の災害のときに、いつ、どこに避難をすればよいか、日ごろからハザードマップを確認して準備・訓練を行う必要があります。</u></p> <p><u>(1) 立退き避難</u></p> <p><u>災害リスクのある区域等の居住者等が、その場を離れ、災害から安全な場所に移動すること。避難行動の基本。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p> <p><u>1) 市の定める風水害避難場所、土砂災害避難場所</u></p> <p><u>2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、土砂災害、高潮、津波</u></p> <p><u>(2) 屋内安全確保</u></p> <p><u>自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p> <p><u>1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）</u></p> <p><u>2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、高潮</u></p> <p><u>屋内安全確保を選択する場合は、避難先とする自宅・施設等が下記の3つの条件が満たされている必要があります。</u></p> <p><u>1. 家屋倒壊等氾濫想定区域(※1)にないこと</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>2. 浸水想定区域の浸水深より高い居室があること</u></p> <p><u>3. 浸水継続時間以上を過ごすことのできる十分な備蓄等があり、起こりうる支障(※2)が我慢できること</u></p> <p><u>※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域</u></p> <p><u>※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ</u></p> <p><u>(3) 緊急安全確保</u></p> <p><u>「立退き避難」を行う必要がある人が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激な災害の切迫により避難し遅れたために、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u></p> <p><u>※この行動で、身の安全を確保できるとは限らない。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p> <p><u>1) 自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。</u></p> <p><u>2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、土砂災害、高潮、津波</u></p> <p><u>第2 水防、避難情報の伝達</u></p>	<p></p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p><u>転載元：水防計画第10章</u></p> <p>第1節 水防、避難情報の伝達</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>1 水防、避難情報の伝達</p> <p>水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。<u>市は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達します。</u></p> <p><u>また、市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。</u></p> <p>2 市民への伝達方法 (略)</p> <p>第3 警戒区域の設定 水防 (略)</p> <p>第4 避難の指示等 水防 (略)</p>	<p>1 市民への水防、避難情報等の伝達</p> <p>水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促す。</p> <p>2 市民への伝達方法 (略)</p> <p>第2節 警戒区域の設定 (略)</p> <p>第3節 避難の指示等 (略)</p>
206	<p>第5 避難場所の確保及び整備 (略)</p>	<p>第3 避難場所の確保及び整備 (略)</p>
207	<p>第6 避難計画の策定 (略)</p> <p>第7 屋内での退避等の安全確保措置 (略)</p>	<p>第4 避難計画の策定 (略)</p> <p>第5 屋内での退避等の安全確保措置 (略)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第8 広域避難所の運営 (略)</p> <p>第9 市民への周知 (略)</p> <p><u>第10 企業防災の促進</u> <u>企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとします。</u></p> <p>第11 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第12 帰宅困難者対策 <u>鉄道事業者等との連携・情報共有体制を確立し、早期にその運行情報等の把握に努め、これを市民及び事業者に事前に周知することにより、帰宅困難者の発生の抑制を図ります。</u> <u>帰宅困難者が発生した場合には、第1編 地震災害対策計画 第3章 第5節「第6 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への避難対策」を準用します。</u></p> <p>第13 応急仮設住宅等 (略)</p> <p>第14 ペット対策</p>	<p>第6 広域避難所の運営 (略)</p> <p>第7 市民への周知 (略) (新規)</p> <p>第8 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第9 帰宅困難者対策 <u>第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第6 帰宅困難者対策」を準用します。</u></p> <p>第10 応急仮設住宅等 (略)</p> <p>第11 ペット対策</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
208	<p>第15 市外避難者への支援体制 (略)</p> <p>第16 防災上重要な施設の避難誘導</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難情報」を準用します。</p> <p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>2 避難行動要支援者名簿等の作成</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは、<u>名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることにより</u>プライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めます。</u></p> <p><u>3 個別避難計画の策定</u></p> <p><u>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参</u></p>	<p>第12 市外避難者への支援体制 (略)</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>4 防災上重要な施設の避難誘導</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難勧告・指示等」を準用します。</p> <p>※第3章第5節へ移動</p> <p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>2 避難行動要支援者名簿等の作成</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは、<u>避難行動要支援者個人の</u>プライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行います。</p> <p>(追加)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
209	<p><u>考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。</u></p> <p><u>4</u> 緊急通報システム等の整備 (略)</p> <p><u>5</u> 生活支援 (略)</p> <p><u>6</u> 医療体制の整備 (略)</p> <p><u>7</u> 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設対策 第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「第2 社会福祉施設対策」を準用するほか、<u>避難確保計画に基づく早目の避難の必要性について周知・徹底します。</u></p>	<p><u>3</u> 緊急通報システム等の整備 (略)</p> <p><u>4</u> 生活支援 (略)</p> <p><u>5</u> 医療体制の整備 (略)</p> <p><u>6</u> 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設対策 第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「第2 社会福祉施設対策」を準用<u>します。</u></p>
210	<p>第14節 災害廃棄物等の処理対策 第1編 地震災害対策計画 第3章「第15節 災害廃棄物等の処理対策」を準用するほか、<u>水が引いた直後から住民による家財や畳等の撤去、集積が始まると言った風水害時の特性をとらえ、直ちに住民仮置き場等を設置、運営できる体制を整えます。</u></p>	<p>第14節 災害廃棄物等の処理対策 第1編 地震災害対策計画 第3章「第15節 災害廃棄物等の処理対策」を準用<u>します。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
211	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。</p> <p>特に突発的な災害や激甚な災害では、避難<u>情報</u>の発令が間に合わないこともあります。(略)</p> <p>2 普及方法</p> <p>ア 広報<u>小田原</u>、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して防災知識の啓発を行います。</p> <p>3 市民等に対する教育</p> <p>市は、関係機関と協力して市民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、安全確保に関する教育を行いその周知を図ります。</p> <p><u>地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</u></p> <p><u>また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。</u></p>	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。</p> <p>特に突発的な災害や激甚な災害では、避難<u>勧告等</u>の発令が間に合わないこともあります。(略)</p> <p>2 普及方法</p> <p>ア 広報<u>おだわら</u>、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して防災知識の啓発を行います。</p> <p>3 市民等に対する教育</p> <p>市は、関係機関と協力して市民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、安全確保に関する教育を行いその周知を図ります。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
214	<p>4 市民の心得</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</u></p> <p>キ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>ク 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p>ケ 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>コ <u>強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図ること。</u></p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達</p> <p>1 注意報及び警報等の受理</p> <p>(1) 注意及び警戒の喚起</p> <p>(略)</p> <p>特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される警戒レベル4避難指示、警戒レベル5 <u>緊急安全確保</u>などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p>	<p>4 市民の心得</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトーパー<u>等の備蓄、非常持出品を準備すること。</u></p> <p>キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p>ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達</p> <p>1 注意報及び警報等の受理</p> <p>(1) 注意及び警戒の喚起</p> <p>(略)</p> <p>特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される警戒レベル4 <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>、警戒レベル5 <u>災害発生情報</u>などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
215	<p>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難<u>情報</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。</p> <p>(中略)</p> <p>避難<u>情報</u>の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。</p> <p><u>(4) 高潮氾濫発生情報</u></p> <p><u>水位周知海岸において高潮特別警戒水位(警戒レベル5相当情報[高潮])に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示します。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もあります。</u></p> <p><u>(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 記録的短時間大雨情報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 顕著な大雨に関する情報</u></p> <p><u>顕著な大雨に関する情報は、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。</u></p>	<p>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難<u>勧告等</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。</p> <p>(中略)</p> <p>避難<u>勧告等</u>の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。</p> <p>(新規)</p> <p><u>(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 記録的短時間大雨情報</u></p> <p>(略)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
216	<p><u>(8)</u> 竜巻注意情報 (略)</p> <p><u>(9)</u> 火災気象通報及び火災警報 (略)</p> <p>3 避難のための立ち退き</p> <p>市長は、洪水 <u>又は高潮</u> による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは避難のための立ち退きの開始を求めます。また、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの開始を求めます。</p> <p>立ち退きについては、必要と認める区域の居住者等に対し、<u>防災行政無線</u> 又はその他の方法により指示するとともに、その旨を遅滞なく小田原警察署長及び関係機関に通知します。</p> <p>4 避難<u>場</u>所の開設</p> <p>市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難<u>場</u>所を開設し、速やかに地域住民に周知します。</p> <p><u>また、避難場所の運営の混乱を防止するため、避難を検討する際に必要な混雑情報をインターネット上で市民に提供します。</u></p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、災害対策基本法、及び小田原市災害対策本部条例(昭</p>	<p><u>(6)</u> 竜巻注意情報 (略)</p> <p><u>(7)</u> 火災気象通報及び火災警報 (略)</p> <p>3 避難のための立ち退き</p> <p>市長は、洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは避難のための立ち退きの開始を求めます。また、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの開始を求めます。</p> <p>立ち退きについては、必要と認める区域の居住者等に対し、<u>ラジオ、信号</u> 又はその他の方法により指示するとともに、その旨を遅滞なく小田原警察署長及び関係機関に通知します。</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、災害対策基本法、及び小田原市災害対策本部条例(昭</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>和 37 年条例第 40 号) に基づき、<u>市長は水防本部を解散し、</u>市災害対策本部を設置します。</p>	<p>和 37 年条例第 40 号) に基づき、市災害対策本部を設置します。</p>
218	<p>3 職務の代理</p> <p>市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第 3 条第 2 項に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、<u>小田原市災害対策本部規程第 2 条の 3 のとおりとし、市長の代理に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 41 号）第 1 条の規定を準用します。</u></p>	<p>3 職務・権限の代行</p> <p>市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第 3 条に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、<u>小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成 4 年 8 月 1 日規則第 42 号）第 2 条第 1 項の各号の順によるものとします。</u> <u>なお、副本部長が不在の場合は本部長付の教育長が代行するものとし、以下小田原市災害対策本部組織図に定める順により、部長が代行するものとします。</u></p>
219	<p>(削除)</p>	<p>第 2 節 水防対策</p>
223	<p>第 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p>	<p>第 3 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p>
224	<p>第 4 節 避難対策</p> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や洪水等による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握すると</p>	<p>第 5 節 避難対策</p> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や洪水等による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握すると</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>ともに、避難<u>情報</u>が発令された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p><u>第1 避難情報</u></p> <p><u>市は、第3章第5節に基づき避難情報を発令し、住民等の避難を促します。</u></p>	<p>ともに、避難<u>勧告又は指示</u>が発令された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p><u>第1 避難勧告・指示等</u></p> <p><u>1—避難の勧告・指示—</u></p> <p><u>第1編—地震災害対策計画—第4章第3節「第1—避難勧告・指示等」を準用します。</u></p> <p><u>2—避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の発令基準</u></p> <p><u>市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの指示又は勧告を行います。</u></p> <p><u>なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</u></p> <p><u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び指示の発令は、次の基準を参考に、気象庁が発表する今後の気象予報や危険箇所の巡視等からの報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断して実施します。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前												
		<p style="text-align: center;">表 避難の判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">被害拡大要因</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 洪水</td> <td>河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき (資料5-6参照)</td> </tr> <tr> <td>② 火災</td> <td>建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>③ 異常気象</td> <td>避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき</td> </tr> <tr> <td>④ 土砂災害</td> <td>台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	被害拡大要因	判断基準	① 洪水	河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき (資料5-6参照)	② 火災	建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき	③ 異常気象	避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき	④ 土砂災害	台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)	⑤ その他	災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
被害拡大要因	判断基準													
① 洪水	河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき (資料5-6参照)													
② 火災	建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき													
③ 異常気象	避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき													
④ 土砂災害	台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)													
⑤ その他	災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき													

令和4年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">警戒レベル</th> <th rowspan="3">市民が取るべき行動</th> <th rowspan="3">市民に行動を促す情報</th> <th colspan="3">市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>警戒級の可能性</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>洪水警戒の危険度分布(注意)</td> <td>土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)</td> <td>大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>避難勧告・避難指示(緊急)^{※2} ^{※3}緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>洪水警戒の危険度分布(非常に危険)</td> <td>土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)^{※4}</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報^{※1} ^{※1}可能な範囲で発令</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(大雨特別警戒(浸水害))^{※3}</td> <td>(大雨特別警戒(土砂災害))^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3大雨特別警戒は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報(洪水)や警戒レベル4相当情報(土砂災害)として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p> <p>※4「極めて危険」については、現時では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。</p> <p>注1)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注2)本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>3 避難の指示及び勧告等の伝達方法</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難勧告・指示等」を準用します。</p> <p>4 防災上重要な施設の避難誘導</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難勧告・指示等」を準用します。</p>	警戒レベル	市民が取るべき行動	市民に行動を促す情報	市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警戒級の可能性				警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警戒の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)	大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告・避難指示(緊急) ^{※2} ^{※3} 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警戒の危険度分布(非常に危険)	土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ^{※4}	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ^{※1} ^{※1} 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害)) ^{※3}	(大雨特別警戒(土砂災害)) ^{※3}
警戒レベル	市民が取るべき行動	市民に行動を促す情報				市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																					
						洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																			
			水位情報がある場合	水位情報がない場合																																							
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警戒級の可能性																																									
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警戒の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)																																						
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)	大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)																																						
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告・避難指示(緊急) ^{※2} ^{※3} 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警戒の危険度分布(非常に危険)	土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ^{※4}																																						
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ^{※1} ^{※1} 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害)) ^{※3}	(大雨特別警戒(土砂災害)) ^{※3}																																						

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
229	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第1章 火山災害対策</p> <p>1 箱根山の概要</p> <p>箱根山は、<u>いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地(カルデラ)があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。</u></p> <p><u>箱根山火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。</u></p> <p><u>外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三國山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。</u></p> <p><u>外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口</u></p>	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第1章 火山災害対策</p> <p>1 箱根山の概要</p> <p>箱根山は、<u>今からおよそ40万年前に活動を始めたと考えられる比較的古い火山です。その後の度重なる噴火活動により、変化に富んだ地形が作りだされ、美しい稜線、湖、湿原などが生まれました。地下のマグマから発せられる熱によって、大涌谷など中央火山丘の一部で噴気が濛々と上がり、山麓のあちらこちらで、火山の恵みとして良質な温泉が湧きだしています。</u></p> <p><u>一方で、現在も活動を続ける活火山であり、直近では12世紀から13世紀の鎌倉時代に大涌谷付近で3回の水蒸気噴火が起きたことが近年の研究でわかってきています。これを最後に大規模な噴火は起こっていませんが、その後も小規模な活動は度々あったと考えられ、昭和43年に神奈川県温泉地学研究所が観測を始めて以降、幾度となく活動を活発化させており、大涌谷と湯ノ花沢では、過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。</u></p> <p><u>平成27年4月下旬から火山性地震が増え始め、箱根山全体の膨張傾向が認められたことを受け、同年5月6日、気象庁は、火口周辺警報を発表し、箱根山に噴火警戒レベルが導入されてから初めて、噴火警戒レベル2に引き上げました。さらに、同年6月30日、大涌谷でごく小規模な噴火の発生を受けて、噴火警戒レベルを3に引き上げました。大涌谷の斜面には新たな火口が形成され、活発に噴気が噴出するなど、観測史上最も活発な火山活動となりました。同年8月下旬に</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>丘群で行われるものと考えられます。</u></p> <p><u>箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。</u></p> <p><u>箱根山火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。</u></p> <p><u>その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。</u></p> <p><u>箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地</u></p>	<p><u>は地震活動の低下と地殻変動の停滞が認められたことから、同年9月11日に噴火警戒レベル2へ引き下げ、その後、地震活動がほぼ活動開始以前の状態に戻ったことから、同年11月20日に、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引き下げられました。大涌谷周辺の想定火口域では、緩やかな低下傾向はみられるものの、噴気活動が活発なところがあります。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
229	<p><u>学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約12,500回でした。また、平成31年4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増したことを受け、5月19日に噴火警戒レベルが1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9月以降、5月の地震活発化前の状態になり、10月7日にレベル1に引き下げられました。</u></p> <p>2 富士山の概要</p> <p>富士山は、<u>山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400k m³、基底は直径約50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。</u></p> <p>富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新富士火山)の3火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。</p>	<p>2 富士山の概要</p> <p>富士山は、<u>小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で、側火山が約100個あります。標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。</u></p> <p><u>近年では平成12～13年の深部低周波地震が多発、平成23年3月15日には静岡県東部(富士山の南部付近)でM6.4の地震が発生し、その後も地震活動は低下してきています。</u></p> <p><u>気象庁では、富士山の噴火警戒レベルは「1(活火山であることに留意)」としており、気象庁等において監視・観測が行われています。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 256 439 352">1万1,000～8,000年前</td> <td data-bbox="439 256 1032 352">山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 352 439 400">前</td> <td data-bbox="439 352 1032 400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 400 439 448">8,000～4,500年前</td> <td data-bbox="439 400 1032 448">山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 448 439 496">4,500～3,000年前</td> <td data-bbox="439 448 1032 496">山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 496 439 592">3,000～2,000年前</td> <td data-bbox="439 496 1032 592">主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 592 439 687">2,000年前～1707年</td> <td data-bbox="439 592 1032 687">側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 687 439 783">1707年</td> <td data-bbox="439 687 1032 783">山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出</td> </tr> </table> <p data-bbox="203 799 1032 879">このうち側火山の顕著な活動期は、1万1,000～8,000年前、4,500～3,000年前、2,000年前～1707年の3時期であるとされています。</p> <p data-bbox="203 895 1032 1023">富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。</p> <p data-bbox="203 1086 1032 1118"><u>3 想定される主な火山災害事象の解説</u></p> <p data-bbox="203 1134 1032 1166"><u>(1) 溶岩流</u></p> <p data-bbox="203 1182 1032 1262">高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度とされています。</p> <p data-bbox="203 1278 1032 1310"><u>(2) 噴石</u></p> <p data-bbox="203 1326 1032 1358">噴火時に火口から放り出される直径数cm以上の岩の破片や軽石</p>	1万1,000～8,000年前	山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出	前		8,000～4,500年前	山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出	4,500～3,000年前	山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出	3,000～2,000年前	主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。	2,000年前～1707年	側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出	1707年	山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出	<p data-bbox="1093 1070 1182 1102">(新規)</p>
1万1,000～8,000年前	山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出															
前																
8,000～4,500年前	山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出															
4,500～3,000年前	山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出															
3,000～2,000年前	主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。															
2,000年前～1707年	側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出															
1707年	山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出															

頁	改正後	改正前
	<p><u>のことをいいます。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね2～4km以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊させるなどの被害が発生します。</u></p> <p><u>(3) 降灰(こうはい)・火山灰</u></p> <p><u>細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近く近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。</u></p> <p><u>(4) 火砕流</u></p> <p><u>高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を高速で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十kmから百数十kmにも達するため、早めに避難する必要があります。</u></p> <p><u>(5) 土石流</u></p> <p><u>山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。</u></p> <p><u>(6) 火山ガス</u></p> <p><u>マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地など</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
230	<p><u>のガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。</u></p> <p><u>(7) 融雪型火山泥流</u></p> <p><u>雪が積もっている季節に噴火が始まると、火砕流などの高温の岩で雪が融けて、斜面の土砂を取り込んで高速で流れ下ります。おもに谷底など低いところを流れますが、あふれて広がることもあります。山頂付近から一気に流れ下るので早めの避難が必要です。</u></p> <p><u>出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」</u></p> <p>第1火山情報の伝達体制等</p> <p><u>1 異常現象発見の通報義務</u></p> <p><u>活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに市又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市に、市は関係機関に速やかに伝達します。</u></p> <p><u>通報を要する異常現象</u></p> <p><u>(1) 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流(熱雲))及びそれに伴う降灰砂等</u></p> <p><u>(2) 火山地帯での火映、鳴動の発生</u></p> <p><u>(3) 火山地帯での地震又は地殻変動の発生</u></p> <p><u>(4) 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化</u></p> <p><u>(5) 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又</u></p>	<p>第1火山情報の伝達体制等 (新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>は昇華物等の顕著な異常変化</u></p> <p><u>(6) 火山地帯での涌泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化</u></p> <p><u>(7) 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等</u></p> <p><u>(8) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等</u></p> <p><u>2 噴火警報等の発表と伝達</u></p> <p><u>(1) 噴火警報等の種類と発表</u></p> <p><u>ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</u></p> <p><u>(ア) 噴火警報・予報の種類</u></p> <p><u>a 噴火警報</u></p> <p><u>気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。</u></p> <p><u>b 噴火予報</u></p> <p><u>気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。</u></p> <p><u>(イ) 解説情報等</u></p>	<p><u>1 噴火警報等の発表</u></p> <p><u>富士山及び箱根山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じての噴火警報及び噴火予報を発表する活火山です。</u></p> <p><u>(1) 噴火警報</u></p> <p><u>居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。</u></p> <p><u>名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となります。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。</u></p> <p><u>(2) 噴火予報</u></p> <p><u>火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>a 臨時の解説情報</u></p> <p><u>国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。</u></p> <p><u>b 噴火速報</u></p> <p><u>国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。</u></p> <p><u>(ウ) 噴火警戒レベル</u></p> <p><u>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。</u></p>	<p><u>(3) 噴火警戒レベル</u></p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。</p> <p><u>市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードがつけられています。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後					改正前			
230	<u>表 噴火警戒レベル</u>					<u>表 噴火警戒レベル表</u>			
	種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	名称	対象範囲	発表基準等	レベル
	特別 警報	噴火警報 (居住地)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合	レベル5 (避難)
	警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル4 (高齢者等避難)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	レベル4 (避難準備)
				火口から少し離れた所までの火口付近	レベル3 (入山規制)		火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
					レベル2 (火口周辺規制)			火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する	レベル2 (火口周辺規制)
					レベル1 (活火山であることを留意)		火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合	レベル1 (活火山であることを留意)

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後						改正前
	予報	噴火 予報	二	近 火口内等	レベル1 (活火山で あることに 留意)	<p>ると予想される。</p> <p>火山活動は静穏。</p> <p>火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等 が見られる(この範囲に入 った場合には生命に危険 が及ぶ)。</p>	

令和4年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																												
231	<p>(エ) 富士山の噴火警戒レベル 平成19年12月1日運用開始 表 富士山の噴火警戒レベル</p> <table border="1" data-bbox="197 400 1048 1209"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域)</td> <td>居住地及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ </td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等	噴火警報 (居住地域)	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ 	<p>ア 富士山の噴火警戒レベル 表 富士山の噴火警戒レベル 平成19年12月運用開始</p> <table border="1" data-bbox="1093 400 1944 1185"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) </td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) </td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等	噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 	レベル4 (避難準備)	周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)
名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等																									
噴火警報 (居住地域)	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ 																									
予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等																									
噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 																									
		レベル4 (避難準備)	周辺市町村(※)の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 																									

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後					改正前						
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加 	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	周辺市町村(※)の居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった 	火口から少し離れた所までの火口周辺		レベル2 (火口周辺規制)	周辺市町村(※)に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 	
						噴火予報		火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	住民は通常的生活。状況に応じて火口内への立ち入り禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)

※ ~~周辺市町村~~ 静岡県(富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、小山町)
~~山梨県(富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、身延町)~~

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後					改正前
	所までの火口周辺	火口から少し離れた	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 <u>【過去事例】</u> <u>該当する記録なし</u>
噴火予報	火口内等		1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)
<p><u>(注)・ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</u></p> <p><u>・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく</u></p>						

令和4年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																								
232	<p><u>小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。</u></p> <p><u>・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。</u></p> <p><u>(オ) 箱根山の噴火警戒レベル</u> <u>平成21年3月31日運用開始</u> <u>平成29年6月14日改正</u></p> <p>表 箱根山の噴火警戒レベル</p> <table border="1" data-bbox="197 689 1057 1367"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>5（避難）</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生 	<p><u>イ 箱根山の噴火警戒レベル</u> 表 箱根山の噴火警戒レベル <u>平成29年6月改定</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 689 1937 1279"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5（避難）</td> <td>箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 </td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。
名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																					
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生 																					
予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等																					
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 																					

令和4年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後					改正前					
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 <u>有史以降の事例なし</u>	火口周辺警報		レベル4 (避難準備)	<u>箱根町の</u> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。
	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 ・想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 <u>有史以降の事例なし</u> ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 <u>2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</u>		火口から居住地域近くまでの <u>広い範囲の火口周辺</u>		レベル3 (入山規制)	<u>箱根町の</u> 居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。
	火口から少し離れた所までの火口周辺					火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後				改正前						
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001年6月～10月:地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入禁止	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 一時的な地震の増加
	噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 一時的な地震の増加 【過去事例】 1966年6月～7月:一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9月～11月:一時的な地震の増加 2013年1～2月:一時的な地震の増加 	<p>注 ここていう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p>					
	<p>注 ここていう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p>										

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前												
233	<p><u>イ 降灰予報</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 304 369 336">区分</th> <th data-bbox="369 304 728 336">目的</th> <th data-bbox="728 304 1059 336">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 336 369 628">降灰予報(定時)</td> <td data-bbox="369 336 728 628">噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておく、事前に対策がとれるようにします。</td> <td data-bbox="728 336 1059 628"> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 628 369 1305">降灰予報(速報)</td> <td data-bbox="369 628 728 1305">即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。</td> <td data-bbox="728 628 1059 1305"> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1305 369 1367">降灰予報(詳細)</td> <td data-bbox="369 1305 728 1367">噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた</td> <td data-bbox="728 1305 1059 1367">・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度</td> </tr> </tbody> </table>	区分	目的	内容	降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておく、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 	降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 	降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた	・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度	<p><u>(4) 降灰予報</u></p> <p><u>ア 降灰予報(定期)</u></p> <p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、18時間先(3時間区切り)までお知らせします。</p> <p><u>イ 降灰予報(速報)</u></p> <p>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに(5～10分程度)で発表し、噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。</p> <p><u>ウ 降灰予報(詳細)</u></p> <p>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に、噴火後20分～30分程度で発表し、噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせします。</p>
区分	目的	内容												
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておく、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 												
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 												
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた	・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度												

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前
		<p><u>適切な対応行動がとれるようにします。</u></p>	<p><u>の高い降灰予測計算を行って発表します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。</u> ・<u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。</u> ・<u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。</u> ・<u>観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後 20～30 分程度※で発表します。</u> ・<u>噴火発生から 1 時間ごと 6 時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。</u>
	<p><u>※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。</u></p>		

頁	改正後	改正前																																	
233	<p><u>⑤</u> 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="203 304 1032 798"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>火山活動の状況に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>毎月上旬及び必要に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> <td>毎月上旬</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2)</u> 噴火警報等の通報及び伝達体制</p> <p>噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。</p> <p><u>市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。</u></p>	情報等の種類	内容	発表時期	噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時	<p><u>(5)</u> 火山現象に関する情報</p> <p>表 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1084 352 1912 660"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめた情報</td> <td>火山活動の状況に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料</td> <td>毎月上旬又は必要に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説をとりまとめた資料</td> <td>毎月上旬</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2</u> 噴火警報等の通報及び伝達体制</p> <p>噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。</p>	情報等の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめた情報	火山活動の状況に応じ適時発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬又は必要に応じ適時発表	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説をとりまとめた資料	毎月上旬	噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時
情報等の種類	内容	発表時期																																	
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時																																	
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表																																	
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表																																	
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬																																	
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時																																	
情報等の種類	内容	発表時期																																	
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめた情報	火山活動の状況に応じ適時発表																																	
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬又は必要に応じ適時発表																																	
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説をとりまとめた資料	毎月上旬																																	
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時																																	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
234	<p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>3 避難誘導</p> <p><u>市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山避難基本計画（仮称）を参考に避難誘導を行います。</u></p> <p>(1) 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。</p> <p>(2) 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、安否確認、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。</p> <p><u>(3) 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。</u></p> <p><u>(4) 市は、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。</u></p>	<p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 市民や観光客等への周知</p> <p>市は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民や観光客等への周知徹底に努めます。</p> <p>(2) 要配慮者の避難対策</p> <p><u>ア</u> 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、安否確認、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。</p> <p><u>イ</u> 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。</p>
235	<p>5 浄水場施設の降灰対策</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p><u>ア</u> 除灰作業に伴うゴーグル、マスク、ブルーシート等の資機材を準備します。</p> <p><u>イ</u> <u>高田浄水場再整備事業により、施設の屋内化や覆蓋化を行うとともに、停電対策についても非常用自家発電設備を設置します。</u></p>	<p>5 浄水場施設の降灰対策</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>除灰作業に伴うゴーグル、マスク、ブルーシート等の資機材を準備します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
235	<p>6 防災知識の普及</p> <p><u>(2) 観光客等への防災知識の普及</u> <u>県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。</u></p> <p><u>(3) 児童・生徒等への防災知識の普及</u> 学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。</p> <p>7 火山防災協議会による協議等</p> <p><u>(1) 箱根山火山災害対策（箱根山火山防災協議会）</u> <u>活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。</u> <u>県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議しています。</u></p> <p><u>(2) 富士山火山災害対策（富士山火山防災対策協議会）</u> <u>富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の</u></p>	<p>6 防災知識の普及 (追加)</p> <p><u>(2) 児童・生徒等への防災知識の普及</u> 学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。</p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。</u></p> <p><u>また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。</u></p> <p><u>ア 市は、神奈川県、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。</u></p> <p><u>イ 市は、県及び関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。</u></p> <p><u>ウ 市は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、県及び関係機関と連携して検討を行います。</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
236	<p>第2節 災害時の応急活動計画</p> <p><u>災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。</u></p> <p><u>市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。</u></p> <p><u>応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。</u></p> <p><u>ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。</u></p>	<p>第2節 災害時の応急活動計画 (追加)</p>
236	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策を検討し、<u>災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など</u>必要な措置を講じます。</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。</p>

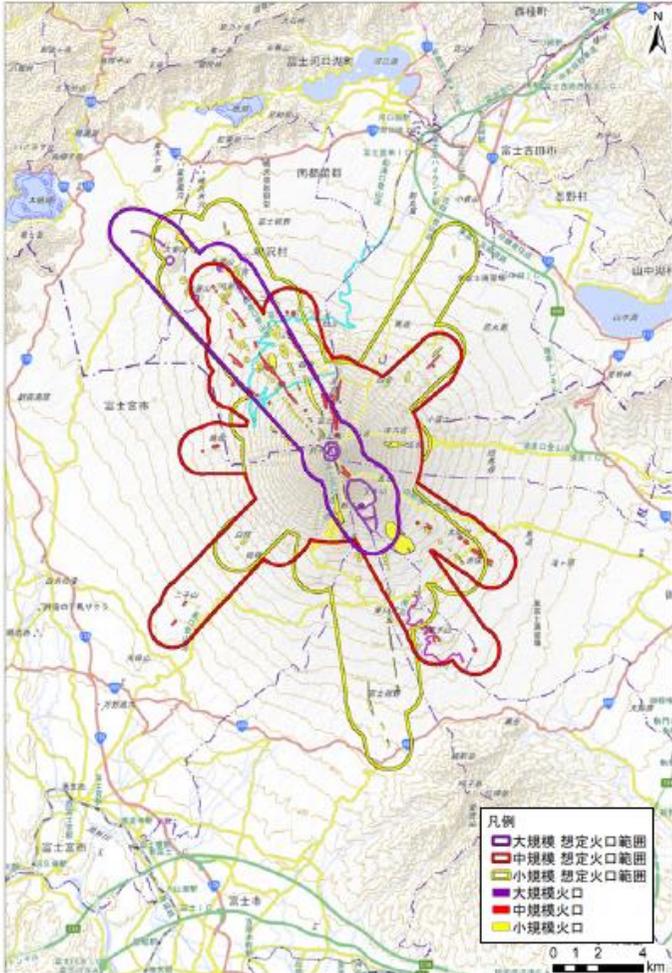
頁	改正後	改正前																						
237	<p>第4 避難活動</p> <p><u>1 箱根山の避難対策</u></p> <p><u>(参考) 大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応</u></p> <table border="1" data-bbox="203 400 1032 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 400 371 464">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th data-bbox="371 400 577 464">影響範囲</th> <th data-bbox="577 400 757 464">保全対象施設 又は居住地域</th> <th data-bbox="757 400 1032 464">規制箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 464 371 504">5 (避難)</td> <td data-bbox="371 464 577 504" rowspan="2">居住地域及びそれより火口側(想定火口域の中心から2.1km以遠)</td> <td data-bbox="577 464 757 504" rowspan="2">強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア</td> <td data-bbox="757 464 1032 504">噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 504 371 660">4 (高齢者等避難)</td> <td data-bbox="757 504 1032 660"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 660 371 823">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="371 660 577 823">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)</td> <td data-bbox="577 660 757 823">姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア</td> <td data-bbox="757 660 1032 823">・県道(姥子～早雲山)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 823 371 1043">2 (火口周辺規制)</td> <td data-bbox="371 823 577 1043">火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)</td> <td data-bbox="577 823 757 1043">大涌谷エリア</td> <td data-bbox="757 823 1032 1043">・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1043 371 1142">1 (活火山であることに留意)</td> <td data-bbox="371 1043 577 1142">火口内等(想定火口域内の一部地域)</td> <td data-bbox="577 1043 757 1142"></td> <td data-bbox="757 1043 1032 1142">状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 富士山の避難対策</u></p> <p>市は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。</p> <p>市は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必</p>	噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 又は居住地域	規制箇所	5 (避難)	居住地域及びそれより火口側(想定火口域の中心から2.1km以遠)	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要	4 (高齢者等避難)		3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道(姥子～早雲山)	2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口	1 (活火山であることに留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道	<p>第4 避難活動</p> <p><u>市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。</u></p> <p><u>また、市は、避難誘導、情報提供、相談、広域避難所の運営等にあたっては、要配慮者や外国人に配慮するとともに、男女双方の視点に配慮した生活環境の確保等に努めます。</u></p>
噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 又は居住地域	規制箇所																					
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側(想定火口域の中心から2.1km以遠)	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要																					
4 (高齢者等避難)																								
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道(姥子～早雲山)																					
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口																					
1 (活火山であることに留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道																					

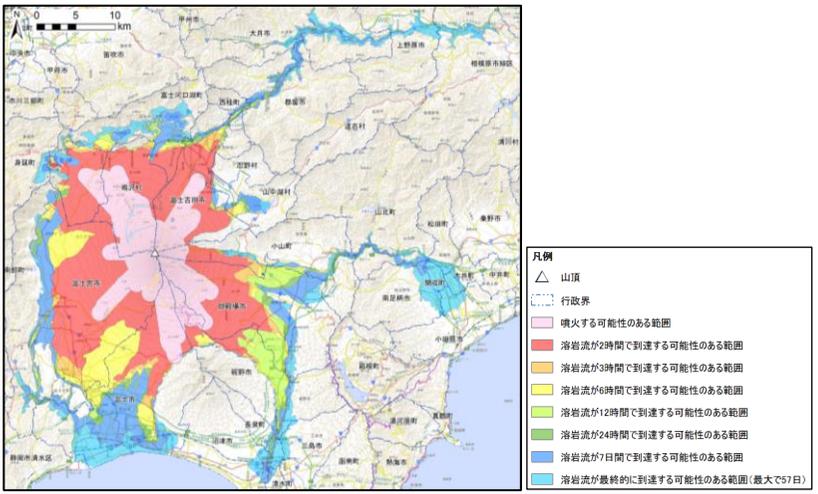
令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。</u></p> <p><u>(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方</u></p> <p><u>市は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。</u></p> <p><u>(2) 溶岩流等からの避難の考え方</u></p> <p><u>溶岩流等が到達する可能性がある市町は、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼びかけます。その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼びかけを行います。</u></p> <p><u>(3) 指定避難所の指定等</u></p> <p><u>市は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、避難場所の指定をあらかじめ検討します。</u></p> <p><u>なお、特に必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとします。</u></p> <p><u>(4) 広域避難の調整</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れ等について検討します。</u></p> <p><u>市は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。</u></p> <p><u>市は、県に対して、県内外の他の市町村への避難について、助言を求めます。</u></p> <p><u>(5) 交通規制等</u></p> <p><u>市長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルを踏まえ、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。</u></p>	

頁	改正後	改正前
237	<p>(6) 想定される主な火山現象等</p> <p>ア ハザードマップ (想定火口範囲)</p> 	(追加)

頁	改正後	改正前
	<p data-bbox="212 263 739 295"><u>イ ハザードマップ（溶岩流可能性マップ）</u></p> <p data-bbox="212 311 347 343"><u>【全体図】</u></p>  <p data-bbox="728 614 1019 861"> 凡例 △ 山頂 - - - 行政界 ■ 噴火する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が2時間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が6時間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が12時間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲 ■ 溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲(最大で57日) </p>	<p data-bbox="1097 263 1187 295">(追加)</p>

頁	改正後	改正前
237	<p>【拡大図】</p>	(追加)

頁	改正後	改正前
237	<p data-bbox="215 264 719 296"><u>ウ ハザードマップ (降灰可能性マップ)</u></p>  <p data-bbox="201 941 996 970">◎関連箇所：第1編地震災害対策計画第4章「第3節 避難対策」</p>	(追加)